

平成18年第2回海津市議会定例会

◎議事日程（第1号）

平成18年6月22日（木曜日）午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 報告第4号 平成17年度海津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第5 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて  
海津市税条例の一部を改正する条例
- 日程第6 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて  
海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第7 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて  
海津市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて  
海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第9 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて  
損害賠償の額の決定について
- 日程第10 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第11 議案第58号 平成18年度海津市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第59号 平成18年度海津市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第60号 海津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
について
- 日程第14 議案第61号 海津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条  
例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第62号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第63号 海津市心身障害者小規模授産所条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第64号 海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第65号 海津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部  
を改正する条例について
- 日程第19 議案第66号 指定管理者の指定について（海津市草場多目的集会所ほか59施設）
- 日程第20 議案第67号 海津市公共下水道南濃北部浄化センター汚泥棟建設工事委託に関す

る協定の締結について

日程第21 議案第68号 工事請負契約の締結について

日程第22 派遣第1号 議員派遣について

---

◎出席議員（20名）

1番	山田武君	2番	堀田みつ子君
3番	西脇幸雄君	4番	川瀬厚美君
5番	森昇君	6番	永田武秀君
7番	福井恭平君	8番	近藤輝明君
9番	山田勝君	10番	飯田洋君
11番	服部寿君	12番	伊藤善朗君
13番	浅井まゆみ君	14番	伊藤仁夫君
15番	松岡光義君	16番	水谷武博君
17番	星野勇生君	18番	藤田敏彦君
19番	渡辺光明君	20番	赤尾俊春君

---

◎欠席議員（なし）

---

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	松永清彦君	助役	水谷敏行君
教育長	平野英生君	総務部長	津野基紀君
総務部次長兼			
総務課長	菱田正保君	企画部長	小澤一郎君
副収入役	谷芳和君	産業経済部長	小野清美君
建設部長	伊藤秋弘君	建設部建設課長	丹羽功君
		水道環境部	
水道環境部長	高木謙次君	下水道課長	高木武夫君

市民福祉部長	大 倉 富 夫 君	市民福祉部参事	
消 防 長	田 中 俊 澄 君	兼障害福祉課長	後 藤 昌 司 君
教育総務課長	渡 辺 良 光 君	教 育 次 長	菱 田 秀 明 君
		学校教育課長	菱 田 秀 樹 君
		監 査 委 員	
総務部財政課長	福 田 政 春 君	事 務 局 長	高 木 栄 君
選挙管理委員会		農 業 委 員 会	
事 務 局 長	菱 田 義 博 君	事 務 局 長	加 藤 賢 治 君

---

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	森 賢 一	議会事務局次長	
議会事務局課長		兼議事係長	馬 場 司 郎
補佐兼庶務係長	近 藤 和 子		

◎開会宣告

○議長（水谷武博君） 皆さん、おはようございます。

定刻でございます。ただいまの出席議員は20名でございます。定足数に達しておりますので、平成18年海津市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（水谷武博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、2番 堀田みづ子君、3番 西脇幸雄君を指名いたします。

---

◎会期の決定について

○議長（水谷武博君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本会の会期は、本日から6月30日までの9日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、本会の会期は、本日から6月30日までの9日間といたすことに決定いたしました。

---

◎一般質問

○議長（水谷武博君） 日程第3、一般質問を行います。

質問が事務局に届いた順に発言を許可いたします。

なお、答弁者は壇上にて答弁し、再質問があった場合は自席にて答弁を願います。

---

◇ 福 井 恭 平 君

○議長（水谷武博君） 最初に、7番 福井恭平君の質問を許可いたします。

福井恭平君。

〔7番 福井恭平君 登壇〕

○7番（福井恭平君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、私は二つの点についてお尋ねをしたいと思います。

初めに、国道258号線の4車線化についてお尋ねをしたいと思います。

海津市の西部、南濃町を南北に走る国道258号線は、最近、市内の各所で激しい渋滞が発

生する状況になってまいりました。渋滞の原因は、通行車両の増加、交通事故、道路工事などいろいろあるようですけれども、このまま片側1車線の状態が続けば、ますます混乱に拍車がかかることが懸念されております。

さて、かなりの頻度で発生するようになった渋滞は、市民生活にも少なからず悪影響を及ぼすようになってきております。特に緊急車両の出動に支障を来すこともあり、市民生活の安全確保の上からも4車線化を望む声は以前にも増して大きく、そして強くなっているように感じられます。また、地震などの自然災害時に緊急対応が求められる場合には、道路の確保が最も大切なことであり、市民生活のライフラインとしての役割は極めて重要でございます。この道路がその機能を有効に発揮するためには、また海津市の発展を考えると、国道258号線の4車線化をどうしても実現させなければならないと考えます。大垣市内及び桑名市内部分はほぼ4車線化が完了している現在、海津市内部分の4車線化の早期実現を期待せずにはおられません。市民の皆さんは、一日も早い工事の着工を望んでいます。4車線化の実現への取り組み状況と今後の見通しをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、保護者の義務教育費負担について、教育長にお尋ねをいたします。

少子化が激しい勢いで進む中で、教育、特に学校教育に対する関心はかつてないほど高まっています。将来の日本を担う子供たちの教育は、国の根幹にもかかわる重要な施策、事業であることはだれもが認めるどころであり、人づくりこそが国家百年の大計であることは日本国民の総意であると思っております。

さて、今、世間では「格差社会」という言葉がいろいろな場面で、またいろいろな角度から論じられていますが、教育の世界も例外ではなく、この風潮が忍び寄ってきていると言われております。すなわち、教育の機会均等という教育の大原則が崩れ始めているのではないかという指摘が各方面からなされており、教育現場にも厳しい経済状況を反映した暗い陰が想像されます。

景気は回復しつつあるという声も耳にしますが、長引く不況は想像以上に生活弱者を直撃しており、なかなか立ち直れない家庭も少なくなく、就学援助を受ける児童が40%を超える自治体もあるという厳しい実態が報道をされております。憲法26条では義務教育の無償をうたっていますが、義務教育9年間でかかる教育費は相当な額に上り、教育費が家計をかなり圧迫しているとの報告もあります。

そこで、市内の児童・生徒1人当たりの保護者負担額は、年間どのくらいかかっているかをお尋ねしたいと思います。

以上2点、よろしくお願いたします。

○議長（水谷武博君） これから答弁を求めますが、本定例会の本会議場の執行部席に関係課長の順次着席を許可いたしますので、よろしくお願をいたします。

それでは答弁を願いたいと思います。

福井恭平君の質問に対する市長の答弁を求めます。

松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 福井恭平議員の御質問についてお答えします。

国道 258号線は、岐阜県西濃地域と三重県北勢地域の円滑な交通の確保及び地域開発の支援を目的に計画され、大垣市の国道21号を起点とし、桑名市の国道23号を終点とする延長41.6キロメートルの幹線道路であります。当国道は、市の発展条必要不可欠な重要路線であるとともに、市民の日常生活においても絶対に欠くことができない路線であります。

開通から35年を経過した現在も、海津市内においてはほとんどが暫定2車線のままであり、慢性的に渋滞が続いております。特に週末は、地域住民の生活にも支障を来しており、旧南濃町時代から、国当局へ強く4車線化工事の促進をお願いしてまいりました。

現在、国道 258号線は、岐阜県側では大垣市楽田町から海津市南濃町境に至る延長27.5キロメートルのうち、大垣市内を中心に延長13キロメートルが4車線で使用しております。海津市内におきまして、わずかに安江地内の県道岐阜南濃線との交差点付近部、延長0.3キロメートルほどが4車線でございます。なお、市内におきましては、昭和63年度に吉田地内に歩道を設置したのを初め、平成元年度に第1期藤沢交差点の改良、2年度に境地内に歩道設置、同じく吉田地内に駐車帯を整備、3年度、4年度に第2期藤沢交差点の改良、12年度に松山地内交差点の改良、16年度に羽沢地内における道の駅設置に伴う交差点改良などの整備を行ってまいりました。

国道 258号線の4車線化に当たっては、現在確保されている用地幅は当初計画時のものであり、道路構造も変化していることから、さらに用地の追加取得が必要となることも予想され、詳細な調査が必要であります。厳しい財政状況が続き、国の公共事業も見直しがなされておりますが、4車線化は市民の皆さんからの一日も早い実現をという要望もいただいておりますので、今後とも4車線化の早期実現を強力にお願いしてまいります。

以上、福井恭平議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水谷武博君） 次に、教育長 平野英生君の答弁を求めます。

〔教育長 平野英生君 登壇〕

○教育長（平野英生君） 福井議員のお尋ねの、市内の児童・生徒1人当たりの保護者の負担額についてお答えします。

保護者の方から学校に納めていただきます年間の負担額ですが、小学校1年生では、A小学校では約6万5,000円、B小学校は約6万3,000円。同じように6年生で見ますと、A小学校では約8万5,000円、B小学校は約8万8,000円でございます。また、中学校3年生に

おきましては、C中学校が約11万 5,000円、D中学校が10万 5,000円でございます。なお、学校ごとに多少金額の差がございますけれども、このことは学校独自によります体験学習とか教材の違いというものがもともとになっているものでございます。

教育委員会といたしましては、海津市学校管理規則で「教材の選定に当たっては、保護者の経済的負担の軽減について特に考慮するものとする」と定めておりますので、このことを大事にしていきたいと思っています。

以上、福井恭平議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水谷武博君） 福井恭平君、再質問がございますか。

〔7番議員挙手〕

○議長（水谷武博君） 福井恭平君。

○7番（福井恭平君） 初めに、市長の答弁についてお尋ねいたします。

国の財源が非常に厳しいということはもちろん承知しておりますけれども、以前耳にした話ではございますが、愛知万博、それから中部国際空港が建設されるということで、かなりの道路工事に関する予算が東部というか三河地方に回って、それが完成した暁には西の方にもかなりお金が回ってくるのではないかというような期待がされておりました。その二つの大きなプロジェクトは終わりましたので、全体的な流れとしてはこちらの方へ少しお金が流れてきてもいいのではないかというような感じがしております。

東海環状自動車道の話も上がっておりますけれども、もちろんそれも長い目で見ると大事なことは思いますけれども、まず市内を走るこの道路の整備が完成した上で東海環状自動車道の完成も生きてくると思いますので、この4車線化についての問題は、その土地にあるということと財政面にあるということはわかりましたけれども、そのあたり、東海環状自動車道と4車線の関連も含めて、いま一度お考えをお聞かせいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（水谷武博君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） この国道事務所の予算が、確かに福井先生がおっしゃいましたように、東海環状東回り、あるいは万博に向けていろんな工事をやってきた。そのことで、今度は東海環状の西回り、あるいはそのほかの国道へ向けていただきたいと、これは念願するところでございます。しかしながら、担当事務所の予算が年々減ってきているということでございます。そういう説明を受けているところでございます。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、この258号線に関しましては、市民の皆様方の強い要望でございますので、あらゆる機関を通じて県・国に対して要望してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（水谷武博君） 再質問はございますか。

[ 7 番議員挙手]

○議長（水谷武博君） はい、福井恭平君。

○7番（福井恭平君） 次は、教育長にお願いいたします。

市内の小・中学生が1年間に学校に納めていると申しますか、義務教育費としてかかっている金を今教えていただきましたが、大体二つの学校、大きな差はないというふうに感じております。一人っ子でこれだけの金額が要るということですので、2人、3人、4人の家庭は少ないかと思えますけれども、かなりの額が要るということはこれでわかりました。

少子化の原因として、子育てに余りにもお金がかかるということはよく言われておりますけれども、すべて義務教育は無償だから、食べるもんもすべて国が持て、自治体が持てということにはいかないと思えますけれども、できるだけ負担を軽減することがこれから、今言われております少子化対策にも関連してくると思えますので、そのあたりも市の行政の立場からも、いま一度目を向けていただいて、考えていただければいいかなあと思えます。

一つお尋ねをいたしますけれども、これは市内ではないですけれども、世の中にはいろいろな保護者がおりまして、学校で食べる給食は当然ただであるべきで、給食費を払わないというような親もいるようでございますが、海津市にはそういう親はまずないと思えますけれども、現在、給食費等、未納と申しますか、滞納と申しますか、そのあたり、どのような実態であるかを教えていただきたいと思えます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（水谷武博君） 教育長 平野英生君。

○教育長（平野英生君） 今の給食費、学習費等の未納に係るお話でございますが、幸い、本市については学校徴収金について滞納気味の家庭は、少しはありますけれども、全体としては未納というケースはほとんどないと。おくれることはありますけれども、みんな未納というケースはほとんど今のところありません。4月1日現在ですが、聞いてみますと15の小・中学校全体ですけれども、約19万2,000円、未納額と申しますか、その額があったということですが、それらについても今納めていただいたということを聞いております。以上です。

---

◇ 松 岡 光 義 君

○議長（水谷武博君） 続きまして、15番 松岡光義君の質問を許可いたします。

松岡光義君。

[15番 松岡光義君 登壇]

○15番（松岡光義君） 皆さん、おはようございます。

議長さんの許可を得ましたので、消防長に消火器の使用についてのお伺いをいたします。

海津市が目標に掲げている安全・安心のまちづくり計画についてお伺いいたします。

私ども市民にとりまして一番大切なことは、災害が起きても速やかに対応ができることではないでしょうか。まず火災について市の考え方、対応をお伺いいたします。

どこの家庭でも昼は留守が多く、火災が発生した場合、近くにいる婦人、高齢者の方々が中心になるのではないのでしょうか。火災は初期の段階で未然に防ぐことが最も大切です。

そこでお伺いをいたします。

現在、消火栓は速やかに機能しますか。消火栓の位置等も地域の皆様に確認をしていただく必要があると思います。各家庭にホース3本で用途が達成できますか。

また、道路の砂、砂利等でふたが開かない箇所はないですか。

初期の段階で火災を未然に防ぐには、消火栓はどうしても必要であり、少なくとも全家庭にホースが届くよう点検をし、ふたも婦人や高齢者で開けることができるように、年に1回ほど各自治会で点検をする必要があると思います。できるところから改善をし、まちに合った防災が最も大切であると思います。

どうぞよろしくお伺いいたします。どうもありがとうございました。

○議長（水谷武博君） 松岡光義君に対する消防長の答弁を求めます。

消防長 田中俊澄君。

〔消防長 田中俊澄君 登壇〕

○消防長（田中俊澄君） 松岡光義議員の御質問についてお答えをいたします。

消火栓は、消火のために必要な消防水利の一つであります。火災発生時、消防隊が到着するまでに、この消火栓を使用して早期に消火活動を行っていただければ、被害の軽減に大きく役立つものであります。

現在、市内には地上式・地下式、また口径の違いはありますが、約1,870ほどの消火栓が設置をされております。しかしながら、消火器具としてのノズル、ホース、これらを収納する格納庫の整備が若干おくれておりますので、消火栓備品整備補助金制度の活用により、自治会長さん、区長さん方と協議をしながら今後整備に努めてまいりたいと、かように思っております。

消火栓のふたの開閉につきましては、各自治会で定期的に点検をお願いしており、ふたを有するのは海津町の地下式消火栓でございます。砂や砂利等によりふたの重みと相まって開かないこともございますが、この場合には消防本部へ御連絡いただければ、職員が出向きまして、すぐに対応させていただきます。また、消火栓の取り扱いにつきましても、御要望がございましたら操作説明に参りますので、よろしくお伺いいたしたいと思っております。

以上、松岡光義議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水谷武博君） 松岡光義君、再質問がございますか。

[15番議員挙手]

○議長（水谷武博君） はい、松岡光義君。

○15番（松岡光義君） 現在3本ずつ入っておるわけですが、今お答え願いますと、地上式と地下式でほとんど届くよと、こういうことでございますが、それで全家庭が届くようになっておるわけですか。

○議長（水谷武博君） 田中消防長。

○消防長（田中俊澄君） 現在、格納箱には3本、御存じのように入っております。この3本と申しますのは、補助金規則の方でホース3本、それから管鎗ノズルですけれども、それから格納箱をセットにしまして補助金の現在2分の1でございますけれども、こういう制度がございます。ホースも限りなくとはまいりませんもんですから、一応3本ということをお願いをしておるところであります。

また、議員おっしゃるように、その3本で全戸すべて、その自治会の中のすべてを包含できるかと申しますと、もちろんそれは無理でございます。その場合には、今申しました自治会長さん、また区長さんが見えになりますので、そのときにそういうお話もさせていただいております。ホースが不足するようならば、もう1本、2本追加というお話もさせていただいております。以上でございます。

[15番議員挙手]

○議長（水谷武博君） はい、松岡光義君。

○15番（松岡光義君） 実は近くの地域でも届かんところがあったり、いろいろ点検すると問題があって、なぜおれんところは届かんのやと。そういうことが現実には起きておりますが、届くところと届かんところと、例えば、今消防長がおっしゃられました3本でも4本でも、これは今水道の圧力を見てもらうとわかるんですが、そんな4本も、あるいは5本もつないで本当に出るような圧力じゃないもんですから、多分届かんところもあると思います。そういうところは、私としては何かの消火器でも、一遍御援助というか、多少市から少しでも出して、全然ホースが届かんところの場合は、私はそうしてでも、あくまである程度は平等の精神で行わなきゃいけないと思います、特にこういう火災におきましては。

ですから、どうしても届かん不便なところはこういうことをやるよということは、私はある程度やらんと。届かんで、ホース3本、4本。現在は、本当に3本でも私の方ではなかなかあまり出ないです。ましてや4本、5本とつなぐと本当に微々たるもんですから、そのところもよく検討していただきまして、ある程度平等の精神で、いざ起きたときにはそういうことで、消火器でもある程度少しでも援助をして、届かんところは買っていただくとか、そういう方法をとっていただかんと、届かんで仕方がないよと、あるいは4本、5本つなげばいいんじゃないかと。実際はそういうことはなかなか、私は水の圧力と申しましょうか、

現在、市ではそういうことはちょっと無理じゃないかと思いますが、どう思ってみえますか。

○議長（水谷武博君） 田中消防長。

○消防長（田中俊澄君） ただいまの議員の御指摘のとおりでございまして、水圧の関係もございまして。

現在の消火栓がありまして、そこから今申しましたホースとか、そういう格納箱の位置もございまして。必ずしも消火栓一つにつきまして、今の消火器具格納箱が必ず1あるというものではございません。そういうことをいたしますと、今議員おっしゃるとおり、水圧の関係で消火栓をすべて開放した場合、水圧が一気に落ちてしまうという可能性もございまして、適正な配置ということにしております。今おっしゃられましたように、ホースの本数も同様でございます。

ただ、若干違いますけれども、少ないのうち、1軒、2軒、3軒等のところにも消火栓を敷設しまして、消火栓を立ち上げて消火栓器具をいいますと、やはり数が少のうございましてそこまで満遍なくというふうにはまいりませんもんですから、そういった場合は、水圧の関係も考慮しながらホースの1本、2本の追加ということも考慮いたしたいと、かように思っております。以上でございます。

---

◇ 浅井まゆみ君

○議長（水谷武博君） 続きまして、13番 浅井まゆみ君の質問を許可いたします。

浅井まゆみ君。

[13番 浅井まゆみ君 登壇]

○13番（浅井まゆみ君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い2点質問させていただきます。

まず1点目に、幼保一元化についてでございます。

就学前の子供を取り巻く環境は大きく変化しており、少子化の進行や共働き家庭の増加、教育・保育ニーズの多様化、育児不安の増大といった課題に対し、現行の硬直したサービス提供の枠組みでは対応し切れない現状であり、育児のニーズにこたえるサービスが必要とされております。

国においては、幼稚園、保育所を一元化した認定子ども園の創設するための法律が9日の参議院本会議で可決、成立しました。施行日は10月1日で、親の就労形態にかかわらず、就学前のゼロ歳児から5歳児に幼児教育と保育サービスを一体的に提供する施設の認定が全国でスタートします。認定子ども園は、幼児教育、保育サービスに加え、子育て相談や集いの場の提供なども行う子育て支援の総合施設で、職員配置や設備などに関する一定の基準に基づき、都道府県が認定を行う仕組みとしています。子供を抱える親にとっては新たな選択肢

として期待されています。

本市におきましては、海津町では少子化に伴い幼稚園5園が1園に統合されるとお聞きしましたが、南濃町では石津小学校附属幼稚園の建てかえや南部保育園との統合問題、また民間保育園とのさまざまな問題等、課題が山積しています。

先日、構造改革特区の認定を受け、幼保一元化を実施している瑞浪市の取り組みを視察してまいりました。同市では、特区の利点を生かし、幼稚園がない3地区の保育所の空き教室に幼稚園の分園を設置、幼稚園3園の空き教室にも保育所の分園をつくりました。これらの施設の名称も「幼児園」に改め、全6地区で就学前児童に対する教育と保育の一本化を進めておられ、就学前の基礎的な力を養う幼稚園と、幼児の心身の安定を図る保育所の双方のよさを生かすことができると、保護者の方々にも大変好評を得ているということでした。

そこで、国の幼保一元化施策に、本市といたしましても行政や幼稚園教諭、保育士、保護者等、検討プロジェクトを早期に立ち上げ対応していく必要を感じますが、いかがでしょうか。

また、今回この問題に当たり、いろいろ執行部の方とお話をさせていただく中で、幼稚園は教育委員会、保育園は児童福祉課と大変複雑で、事務処理等やりにくい問題があるということをお伺いしました。

今、全国の自治体では縦割り行政を改め、子供の視点で考え、市民にわかりやすく、また子供を大切に行政を進めるため等々の考えで、急速に子供施策部門を統合し、子供を名称に取り入れた部署が広がっています。

そこで、本市におきましても、子育てや教育に関する情報の提供と効率的な支援を行うとともに、子育てや教育に不安を抱え悩む親の相談窓口として、一貫性のある支援窓口を新たに設置してはどうでしょうか。幼保一元化をスムーズに取り組んでいくためにも、ぜひお考えください。

以上2点、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、新介護保険制度への対応についてお伺いいたします。

予防重視型新介護保険制度がこの4月より導入され、要介護度の軽い高齢者には筋力トレーニングなどの新たな介護予防サービスが始まりました。本市におきましても、海津市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画が策定され、ゆとりの森には地域包括支援センターが設置され、その役割が期待されるところであります。

本市における65歳以上の人口は、4月1日現在で8,213人と高齢化率20.16%で、そのうち介護認定者は1,205人で14.7%と大変高い値となっており、今後もふえ続けると予想されます。そこで、いかに介護認定者をふやさないようにするか、医療費削減のためにも、地域包括支援センターとしての役割は重要になってきます。介護が必要になりそうな人、つまり

特定高齢者をいかに見つけ出し、運動や栄養指導などをしていくかが最大のポイントになってくると思いますが、いかがでしょうか。

そこでお伺いします。

1. 特定高齢者の方をどのように探し出し、指導を行っているのでしょうか。また、その問題点などがあればお聞かせください。2. 地域包括支援センターにおいて保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーによる連携はうまくいっているのでしょうか。3. 地域包括支援センターを今後ふやしていくお考えはあるのでしょうか。

以上3点、市長にお尋ねいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（水谷武博君） 浅井まゆみ君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 浅井まゆみ議員の御質問についてお答えをします。

1点目の幼保一元化についての御質問ですが、議員の御説明のとおり、去る6月9日の参議院本会議において、就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定子ども園法が可決、成立をしました。

認定子ども園は親御さんが働いているかどうか、いわゆる保育に欠けるかどうかにかかわらず、ゼロ歳から就学前の子供に教育と保育を一体的に提供する施設であり、子育て相談なども行い、地域の子育て支援拠点の役割を果たすものでございます。就学前の教育・保育について、その選択肢をふやすということであり、幼稚園、保育所等の設置者の申請に基づき都道府県が認定するもので、具体的な認定基準は都道府県が条例で定め、この10月1日から施設の認定がスタートをいたします。

市におきましては、現在、市内の幼稚園、保育園は合併前そのまま引き継いでおります。多様な保護者のニーズにおこたえするとともに、子供たちが安心してはぐくまれ、保護者が安心して産み育てられるために、就学前の子供たちに質のよい居場所をつくっていきたいと考えております。

幼保一元化や認定子ども園導入の検討だけにとどまらず、幼児教育や子育て全般について、だれもが安心して子供を産める環境を整備していくために、皆様の御意見をお聞きしながら協議する場を設けてまいりたいと考えております。

次に、子育て支援や教育に関する一貫性のある支援、かつ相談窓口の設置についてのお尋ねですが、保護者の皆様の視点から見れば、こうした総合的な窓口の設置の必要性があることは十分承知しておりますが、現在、保育は厚生労働省、市長部局、教育は文部科学省、教育委員会という長年の国と地方の縦割り行政の仕組みの中で、どういう形で設置して

いくのがよいのか、関係機関との調整を図りながら積極的に検討してまいりたいと考えております。

2点目の新介護保険制度への対応についての御質問ですが、まず特定高齢者の選定につきましては、65歳以上の方を対象にした老人保健事業における基本健康診査を7月に実施します。その折、受診者は基本チェックリストを自己記入していただきますので、健診担当医の先生が基本チェックリストとすべての健診結果を踏まえて総合判定し、特定高齢者の候補者を選定いたします。このようにして特定高齢者の候補者として選定された方の情報を地域包括支援センターに提供し、何らかの介護予防プログラムに参加することが望ましい方を特定高齢者と決定し、本人の御意向や生活環境等を踏まえた上で介護予防ケアプランを作成し、サービスの提供を開始させていただきます。サービスの内容としましては、運動器の機能向上、栄養改善及び口腔機能の向上などの支援を行います。これらの事業は本年度スタートするものであり、問題点が発生すればよく見きわめて運用していきたいと思っております。

次に、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士の連携につきましては、おのおのの専門知識を生かしながら、常に情報を共有し、報告・連絡を密にしながら、責任と協働の体制をとってまいります。

最後に、地域包括支援センターの増設につきましては、特定高齢者と介護予防マネジメントの人数の推移を見きわめながら、3年ごとの介護保険事業計画の見直しの中で検討してまいります。

以上、浅井まゆみ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水谷武博君） 浅井まゆみ君、再質問ございますか。

[13番議員挙手]

○議長（水谷武博君） 浅井まゆみ君。

○13番（浅井まゆみ君） まず幼保一元化のことですが、関係機関の方と話し合いながら検討していくということですが、私が求めたいのはそうではなくて、やはり検討プロジェクト委員会という形で正式に設置していただきまして、先生方とか保護者の生の意見をどんどん聞いていって、その中で検討していただきたいというふうに要望いたしております。

いろいろ先生方ともお話し合いをさせていただきましたが、やはりもっと私たちの現場の声をどんどん聞いてほしいという意見が、どの幼稚園、保育園からも伺いましたので、ぜひよろしく願いいたします。

それから、課の一本化ということですが、積極的に検討していただくということですので、またよろしく願いいたします。

県内でも、ほとんどの市町が子育て支援課とか、また児童課とか、子供課とかいうような

課を設けておりますので、ぜひ本市におきましてもこのような形で設置いただけると本当によいかと思いますので、よろしく願いいたします。

次に介護保険制度の方でございますが、まだ特定高齢者に関しては7月に基本健康診査をこれから行っていく予定ということをお伺いしましたが、その中で特定高齢者を見つけ出されたときに、やはりこの特定高齢者という方は、まだまだ自分が自立しているという感じで思ってみえると思うんですね。そういう方を本当にやる気になってこのプランに取り組んでいただけるかということで、この制度が生きてくると思うんですね。そういう意欲をどう引き出していけるか。市としてリーダーシップをとっていただきまして、また民間のさまざまな団体、ボランティアとか、また医師会、保健師、それから民間のサービス事業者さんとも連携をとりながら一体となって取り組んで、市が強いリーダーシップをとっていただきまして取り組んでいただきたいと思います。

それから、ちょっと外れますが、政府は療養病床を今後6年間でなくしていくという方向で今進めているように思われるんですが、そうなりますと、また療養病床にお見えになった患者さんが介護施設の方へ転換されるということですので、今でも本当にあふれ返っている状態なんですけれども、そういったことへの対応はどのように今現在考えてみえるんでしょうか。そこの辺のところをお伺いします。

○議長（水谷武博君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 最初の幼保一元化のは御要望としてお聞きしておけばよろしゅうございますね。

最後の療養病床の件は、まだ相当先なんですよ。具体的にそうなった場合に、そのアフターフォローをどうするかとか、そういったことがまだ具体的に検討されていないんじゃないかというふうに聞いております。したがって、その辺のところをこれから国の動向を見きわめながら、私どもの方も検討してまいりたいと、このように考えているところでございます。

確かに先生御指摘のように、療養病床がなくなれば、そのまた受け皿という点が問題になるであろうという認識はいたしております。それでよろしゅうございますでしょうか。

○議長（水谷武博君） 浅井まゆみ君、よろしいですか。

○13番（浅井まゆみ君） はい。

---

◇ 山 田 武 君

○議長（水谷武博君） 続きまして、1番 山田 武君の質問を許可いたします。

山田 武君。

〔1番 山田 武君 登壇〕

○1番（山田 武君） おはようございます。この時間をいただきましてありがとうございます。

新架橋新設事業につきましての、また1級河川の浄化についてをお伺いいたします。甚だ単純な質問ではございますが、よろしくお伺いいたします。

以前、松永市長より御報告を受けましたことはありますが、愛知県と海津市をつなぐ新架橋新設事業について、その後の進捗状況についてお伺いいたしますとともに、東海環状自動車道建設につきまして、三重県側の建設予定地内においてオオワシ生息地があるため、着工が1年ほどはおくれるとお伺いしておりますが、今後はただ時間を待つだけのものか、あるいはコース変更もあり得るものか、またコースは決定しているものか、現在の状況をお伺いいたします。

続きまして、ローカルなことではございますが、もう1点お伺いいたします。南濃町南部を流れます長除川についてであります。

この川の昔を知る人であれば、実に寂しい、今はどぶ川になりました。もう清流は戻りませんが、今では一部の区間においては、上流、下流の見分けがつかないほどの川になりました。毎年これからの時期になりますと、水量の多いときはともかく水量が著しく減ったときは当然流れが弱くなり、水がよどみ始めます。気温の上昇とともに悪臭が強烈に一円を漂わせています。この川を利用される戸数は1,500戸以上はあろうかと思いますが、その生活排水がこの川に流れ込みます。

現在、計画進行中の公共下水道事業完備までの時期だとは思いますが、これからの7、8、9月には厳しい悪臭の発生する日が予想されています。また、その悪臭と同時に、衛生的な問題が生じることが一番心配されます。この地域も、60歳以上の方が4割を占める地域です。万一、事が発生してからではなく、その前に安全対策と住民指導も視野に入れて、市の対策をお考えいただきたいと思います。

また、このようなケースは市内において長除川だけの問題でしょうか。同じようなケースがほかにもあるものか、お伺いいたします。

よろしくお伺いいたします。どうもありがとうございました。

○議長（水谷武博君） 山田 武君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 山田 武議員の御質問にお答えします。

新架橋につきましては、愛知県側へのアクセス道路である東海大橋、立田大橋、長良川大橋が慢性的に渋滞し、利用者の方や付近の住民の方々に大変御迷惑をおかけしており、この渋滞の解消を図るには新橋の架橋以外にはないと考えております。沿線の津島市、愛西市、

海津市により、木曾川・長良川新架橋促進協議会を設置し、早期採択に向け、国・県等関係機関に対し鋭意要望を重ねているところであります。

架橋位置につきましては、岐阜・愛知両県において、愛知県側の甚目寺佐織線の延伸ルートをもとに合意に近づいていると承知しており、両県知事に対し取りつけ道路を含め、さらなるルートの位置づけを要望しております。

次に、東海環状自動車道でございますが、同自動車道は愛知県豊田東ジャンクションと三重県四日市北ジャンクションを結ぶ総延長約 160キロメートルのうち、東回りの豊田東ジャンクションと岐阜県美濃関ジャンクションを結ぶ73キロメートルが平成17年3月に供用開始されております。海津市が関係します西回り区間のうち、養老インターと北勢インターを結ぶ延長18キロメートルは、現在岐阜・三重両県が都市計画手続中であり、今後は、都市計画決定後、現地測量、地質調査等を実施し、設計協議を行い、用地幅を決定して用地測量や用地買収を行っていくこととなっております。

御指摘のありました三重県側の状況につきましては、これは岐阜県側も同じでございますが、平成17年、18年度の2ヵ年で環境アセスメントを追加実施し、本年度中に調査報告がまとまると聞いております。なお、おおむねのルートにつきましては、平成15年度、地元説明会を行っております。

また、先週6月16日には東海北陸自動車道建設促進同盟会と東海環状道路建設促進期成同盟会の合同総会を都内で開催され、東海環状自動車道西回りルートの事業促進を求める決議を採択するとともに、国土交通省等関係機関に要望したところでございます。

二つ目の、1級河川浄化についての御質問ですが、御指摘のありました長除川の水環境の悪化は、生活雑排水などの汚濁水の流入が大きな原因であると考えられます。快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質の保全を図るためには、こうした生活雑排水などの汚水を受け入れ、処理した後、再び公共用水域へ戻すという水循環システムが必要であり、その基本的な施設である下水道の整備を進めております。また、家庭に対しまして、河川の愛護活動の推進、市民協働による水質の監視強化等により水質の浄化を図り、衛生上の安全対策を進めてまいります。

今後、環境面と衛生面に、市民の皆様が安全かつ快適に暮らせるよう、引き続き水質浄化に取り組んでまいります。

以上、山田 武議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水谷武博君） 山田 武君、再質問がございますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（水谷武博君） 山田 武君。

○1番（山田 武君） 東海環状自動車道並びに新架橋の進捗状況につきましては、どうもあ

りがとうございました。

最後の長除川につきましてでございますけれども、こうして見ておると単純なことではございますけれども、実際現地に行きますと大変な川であることは事実でございます。よって、今現在としては別にそれほどないとは思いますが、真夏になって水が少なくなったときには本当にひどい川でございますので、市としても時々監視をしていただくなり、あるいは巡回していただいて、住民とともに指導をしていただくとありがたいなというような感じを持っておりますし、また住民もそのような意見もございますので、今後ともひとつよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（水谷武博君） 山田 武君、要望でよろしゅうございますか。

○1番（山田 武君） はい、結構です。

---

◇ 飯 田 洋 君

○議長（水谷武博君） 続きまして、10番 飯田 洋君の質問を許可いたします。

飯田 洋君。

〔10番 飯田 洋君 登壇〕

○10番（飯田 洋君） 皆さん、おはようございます。

議長の許可を得まして、私は日曜窓口の開設について、職員の定員計画について、以上2点について御質問をいたします。

住民票、印鑑登録証明書、地方税に関する証明書及び戸籍等の交付事務については、市民のニーズにこたえるサービスの充実が図られています。合併前の平成12年当時から、3町では周辺市町村との間で証明書の交付等の事務委託に関する規約により、広域行政窓口サービス、また旧平田町では電話予約によるサービスが平成16年4月から実施され、現在、海津市に引き継がれています。

最近、広域行政窓口サービスの相手方の一部の市で、住民票、印鑑登録、証明書の交付事務を日曜日に日曜窓口として開設する動きが出てきました。現在は一部の市のみでありますから、たとえ開設する市で転出届けを終えても、相手方の市が日曜窓口を開設していなければ転入届けをすることができません。しかし、この日曜窓口が広がれば、このような問題も解消されます。また、証明書の交付等の事務委託に関する規約の改正につながり、広域事務処理の拡大になると思います。人件費等の問題があると思いますが、旧南濃町での土曜日開設のノウハウもあり、工夫を凝らし、隣接市町に先駆け、また相互利用の面から呼びかけ、日曜窓口を開設し、窓口サービスの向上を図ってはどうか。市長のお考えをお尋ねいたします。

次に、職員の定員計画についてお尋ねします。

財政の健全化を図るとともに、行政に対する信頼性の確保を図ることは、国・地方を問わず喫緊かつ最重要課題として行政改革に取り組んでいます。このような中、本市においては海津市行政改革大綱において、推進期間の平成17年度から平成21年度までの5年間で4.72%、27名の国の方針に沿った削減目標を策定されました。平成17年度から18年度において実績も上がっておりますが、市町村においては地方の時代として、国・県の事務事業の移譲や市民ニーズの多様化による事務事業の増加も予想されます。

このような状況に対応するには、より具体的、実効ある施策が求められます。嘱託員や日々雇用職員の雇用による緊急一時的な対応は必要であり、効果的と思いますが、やがてそれが恒常化し、一般職の削減が嘱託員や日々雇用職員に衣がえであってはならないと思います。一般職員数については、類似団体比較や定員モデル数値の物差しがあります。現在、本市では約200名の臨時職員を雇用されていますが、この人数と定員管理をあわせた今後の考え方についてお尋ねします。

また、定員計画に再任用制度の活用もあります。今年度、給与に関する条例上で称する特定幹部職員として再任用されました。再任用に当たって、退職時の職務の級を考慮し、1級あるいは2級下位の職務の級とする等の内規等があるのか、お尋ねします。

また、団塊の世代に生まれ育った人たちの定年退職の時代を迎えました。人事管理において、既に次年度以降の定年退職予定者はわかっております。後々の生活設計もあります。時期的にはどのように進められるのか、お尋ねします。また、再任用職員数は定年退職者数の6割とすることありますが、再任用の条件を満たし、本人も希望した場合に、オーバーした職員の処遇はどのように対応されるのか、あわせてお尋ねいたします。よろしく願いをいたします。

○議長（水谷武博君） 飯田 洋君に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 飯田 洋議員の御質問についてお答えいたします。

1点目の日曜窓口の開設につきましては、近隣の市町で開設している自治体では、証明書等の発行がほとんどであると聞いております。また、年金等についての照会につきましては、社会保険事務所が閉庁されており照会等ができず、結局二度手間になっていることも聞いております。

本市におきましては、市民サービスの向上を図るため、関係課により協議を進め、ゼロ予算事業の一つとして、今年度4月から、電話、インターネットによる予約により証明書等の発行を時間外及び休日にいたしております。6月18日までの利用者数は、市民課の証明事務について11件、税務課の証明事務について1件であります。今後とも、この制度の周知、普

及に努めてまいりますとともに、利用者が増大すれば日曜窓口の開設についても検討を進めてまいりたいと考えております。

2点目の、職員の定員計画につきましては、平成17年10月に策定いたしました第1次定員適正化計画により、今後5年間で27名の職員を削減することといたしております。

御質問のとおり、国・県から事務事業の移譲、市民ニーズの多様化に伴い事務事業の増加も予想されますが、定員シーリング、サンセット方式、指定管理者制度の導入及び組織機構の改革等により職員の削減を図ってまいります。

また、一般職員の削減により安易に嘱託、臨時職員への変更をするものではなく、それぞれの事務事業に即した職員の配置をし、嘱託、臨時職員数の抑制に努めてまいりたいと考えております。

現在、嘱託職員及び臨時職員は221名ですが、保育園等児童福祉関係施設に44名、学校、幼稚園関係に67名、社会教育施設関係に24名、道の駅関係に35名、温泉施設に19名、介護保険施設に16名と、ほとんどが施設関係の職員であり、今後、施設の統廃合、指定管理者制度の導入等により削減してまいりたいと思っております。

次に、再任用制度の取り扱いにつきましては、職員の再任用に関する取扱要綱により毎年9月末に意向調査を実施し、再任用希望者の中から定数等を考慮し、勤務実績等に基づいて選考するものであります。再任用職員は定年退職者のおおむね6割をめどにしておりますが、その年度の普通退職者数等により若干の変動は生じてまいります。

なお、本年4月から高年齢者雇用安定法の一部改正により、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保が事業主に求められておりますので、その対策についても考慮してまいります。また、再任用者の給与につきましては、再任用後の職務により決定するものであります。

以上、飯田議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水谷武博君） 飯田 洋君、再質問はございますか。

〔10番議員挙手〕

○議長（水谷武博君） 飯田 洋君。

○10番（飯田 洋君） まず日曜窓口の開設でございますけれども、たしか昨年の第1回の定例会に川瀬議員の質問で、就業時間の延長についての答弁で、検討したい、そういうことでございますが、今回につきましても、ぜひ隣接市町とともにサービスの向上に向け、前向きに検討を進めていただくようお願いをいたします。

それから、職員の定員計画の面でございますが、臨時職員につきましては多くが施設関係職員であるという答弁でございますが、この臨時職員につきましても、今後削減される計画がとおりでしょうか。それと、ある意味では、臨時職員は海津市の事務事業の遂行に重要な

地位を占めておられるんですが、本市の臨時職員の賃金は、単純に予算額で計算しますと、月額10万円から16万円前後、平均13万 5,000円ですが、中には一般職員と同等、またそれ以上の職務をこなされる方もいると思います。勤務年数の長い職員もおられます。同等の職務には同等の報酬をというような考えもありますが、こういった臨時職員の今後の待遇改善についてお考えがあるのか、お尋ねをいたします。

それから、職員の退職時の級を考慮して再任用の級を考慮するということですが、再任用機関は最長3年ですが、再雇用の勤務年数が重なる平成19年度、20年度では相当数の管理職の席が再任用職員で占めることとなりますが、このようなことについての市長のお考えをお尋ねいたします。

それから、職員の再任用の人数は定数がございしますが、全員同じようにとはいきませんが、再任用されるにしろ、オーバーして職場を去るにせよ、第二の人生を踏み出す区切りを気持ちよく出発できるような対応をお願いしたいと思います。

以上、お願いをいたします。

○議長（水谷武博君） それでは、答弁を求めます。

菱田総務課長。

○総務部次長兼総務課長（菱田正保君） 日曜窓口のことについては、御要望でよろしいでしょうね。

〔「前向きに検討をお願いします」と10番議員の声あり〕

○総務部次長兼総務課長（菱田正保君） それにつきましては、市民課と関係課との協議をいたしてまいるところでございますが、また一つの方法としましては、御承知のように、先ほど市長から答弁いたしました電話予約、そういったことでもわずかな利用でございますし、旧の南濃町さんのときにおいても、日曜窓口の開設においても利用者はわずかなことでもございました。そういったことを考え合わせて、先ほど市長から答弁いたしましたように、電話の予約、またインターネット等の予約により交付しているところでございますし、それと移動の激しい3月末から4月上旬にかけての時期につきましては、今後、その期間を限定して、土曜日、日曜日の開設もあわせて検討をしていきたいということを協議しております。それと職員の定数につきまして、臨時職員の削減計画はあるのかという御質問でございますが、先ほど市長からお答えいたしましたように、今ほとんどの職員が施設関係の職員ばかりでございます。そういった施設の統廃合、または指定管理者等によって削減をしていきたいということを考えておりますが、例えば道の駅なんかでございますと、やはり現時点以上の削減というのは無理が生じてくるということもございます。やはり市民の方、お客様に対するサービスが欠如してくるということもありますので、先ほどお答えしました統廃合、指定管理者制度の導入により削減を検討していきたいということを考えております。

それと賃金等の待遇の改善でございますが、御承知のように市の日々雇用職員の取り扱いに関する要綱の中に基本賃金というのを入れております。それにより、職務によりプラスしたりいたしておりますが、当然、最低賃金というのはクリアしておるわけでございますが、他の市に比べてそんなに低いというものじゃございませんし、当然、待遇であります有給休暇等のものにつきましても、労働基準法による休暇等は与えております。それと年数があるからということじゃなくて、日々雇用につきましては字のごとく毎日の雇用を契約しているものでございまして、それを1年間なり継続しているということで、毎日毎日が契約日ということでございます。1日ごとの契約はできませんので1年の期間を区切った契約ということでございますので、それで御承知をいただきたいと思っております。

それと、飯田先生おっしゃられました職員の給与等々関係もございまして、嘱託職員につきましては、中には20万の方もいらっしゃいますが、この方については学校の教員等をやられ、特殊な職務という方についてはその程度の支給をいたしておりますし、事務職員等につきましては、毎日6時間勤務でございますので、そういうことを考えますと、月額12万とか、その程度の支給ということでございます。

それから、定年退職者が増大する19年ごろになりますと、再任用職員で管理職が埋まるんじゃないかというようなお話でございますが、当然、再任用職員につきましては、それによる、現在一般にいます課長職以上のものに再任用で充てる計画はございません。それ以下のところで充てるようにいたしていきたいと、また施設の所長とか館長、そういったものも再任用職員で入れ替えをしていきたいということでございまして、本庁関係の業務に再任用職員がいっぱいいるということじゃございませんので、もうほとんどないというふうにご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（水谷武博君） 飯田 洋君、再質問よろしいですか。

〔「はい」と10番議員の声あり〕

○議長（水谷武博君） それでは、皆様にお諮りをいたします。時間も経過をいたしました。

ここで休憩をとりたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） それでは、20分間休憩いたしまして、10時30分再開をいたします。

それでは休憩をいたします。

（午前10時11分）

---

○議長（水谷武博君） それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

（午前10時30分）

---

◇ 堀 田 みつ子 君

○議長（水谷武博君） 続きまして、2番 堀田みつ子君の質問を許可いたします。

堀田みつ子君。

〔2番 堀田みつ子君 登壇〕

○2番（堀田みつ子君） 議長の許可を得ましたので、通告に従いましてお尋ねいたします。

就学援助制度を使いやすくするためにというものと、海津福社会館のトレーニングマシンの活用をという2点をお尋ねいたします。

1. 就学援助制度を使いやすくするために。

今月に入りマスコミの報道に変化があるものの、小泉政権の5年間を検証する論議の中で格差社会の問題が取り上げられております。そして、それぞれの統計や調査結果などからも、格差社会の実態を裏づける数字が出ております。

国税庁の「民間給与実態調査」からは、5年間ではありませんが、1997年と比べ2004年には100万から200万円の給与階級が3割増、200万から300万円の階級が1割増と、割合がふえています。そのことを裏づけるかのように、正規労働者は右肩下がりで減少し、パートやアルバイト、派遣労働者は右肩上がりとさらにふえつつあります。

また、金融広報中央委員会の「家計の金融資産に関する世論調査」によりますと、貯蓄残高ゼロ世帯が、2000年の12.4%に比べて2005年には23.8%と、ほぼ倍になっております。賃金、給料が主な収入の世帯のうち、ワーキング・プア、これは生活保護基準以下の収入の勤労世帯を指すものなのですが、そのワーキング・プアがふえて、1997年には13.8%のものが2002年には17.7%に急増しているということなども、現代社会論を教える教授の講演でお聞きしました。

こうした実態は、子供と教育に影を落としているのではないかと考えます。義務教育は無償とした憲法26条などに基づいて就学援助制度がありますので、利用しやすくするため、次の点についてお尋ねいたします。

1. 市では保護者全員に知らされているようでございますが、教育基本法第3条にもある教育の機会均等ということや、国の法律に基づく制度であることを主にした文章にすること、そして特に目安となる年間所得額などの基準を明記することはできませんでしょうか。

2点目、内部規定には生活保護基準の1.3倍以下とある基準を、さらに1.4倍といった進んだ自治体もありますので、この市でも見直して基準を広げることはできないでしょうか。

3. 規則では学校長を通じての申請となっていますけれども、直接教育委員会への申請をする、そういうこともできるようになりませんか。また、市の申請書には民生委員の所見が必要となっております。しかし、就学奨励法施行令第1条にあった「民生委員の助言を求めることができる」という条文が削除されたこともあり、民生委員の所見欄をなくす

ことはできないでしょうか。以上についてお尋ねします。

2点目は、海津福祉会館のトレーニングマシンの活用をということで、今、海津福祉会館「ひまわり」にある機能訓練室には、介護予防のためと考えますが、トレーニングマシンが設置してあります。しかし、ほとんど活用されていないとお聞きします。特に高齢者の方が使用するには、トレーナーなど専門家がいなかったことには機能回復にならず、悪化させてしまうことになりかねません。今後、専門家を配置できるのか、それともこのマシンを貸与することを考えていくのか。また、どのような計画が考えられるのか、お聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（水谷武博君） 堀田みつ子君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 堀田みつ子議員の、海津総合福祉会館のトレーニングマシンの活用についての御質問にお答えします。

海津総合福祉会館には、現在、3種類のトレーニングマシンを設置しております。海津町時代の平成15年7月から、理学療法士の指導のもと、脳卒中で入院治療後、リハビリを受けて退院し、身体機能が低下している方や日常生活に支障のある方を対象として、機能回復訓練を目的として事業を始めたものであります。合併後は、民間の介護保険サービスにおいて、通所リハビリテーションとして同様の機能回復訓練を行う事業者があらわれてきたため、事業は中止しております。

今後のトレーニングマシンの活用につきましては、地域包括支援センターの介護予防事業として、あるいは一般高齢者の健康づくり対策などとして、できるだけ早い時期に有効活用できるようにしてまいります。

以上、堀田みつ子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水谷武博君） 次に、教育長 平野英生君の答弁を求めます。

平野英生君。

〔教育長 平野英生君 登壇〕

○教育長（平野英生君） 堀田みつ子議員の、就学援助制度に関する3点の御質問についてお答えします。

まず最初の御質問ですが、昨今の厳しい経済及び社会の情勢から、就学援助を必要とする児童・生徒の数は決して少なくないものと把握しております。本市では、これまで各学校を通して、すべての保護者に就学援助制度についての周知を図ってまいりました。しかし、御指摘のとおり、説明文章には理解しにくい部分もありました。今後は、援助の対象となる世帯の目安は何か、援助を受けるためにはどのような手続が必要かなど、一覧表やフロー図を

活用したものになるように努めてまいります。また、その概要を市のホームページに掲載することも検討してまいります。

次に二つ目ですが、就学援助の認定につきましては、平成17年度から準要保護児童・生徒に対する就学援助事業が国庫補助金の対象外となった関係から、基準の設定は市に任せられています。

本年度の内部規定につきましては、近隣市町のものについても検討の上決めました。この規定については、必要な部分は今後も見直しを図っていく必要があると考えておりますので、援助を必要とする世帯の実態把握や、さらに広範囲の市町の規定などの研究を通して、よりよい制度になるよう努めてまいります。

最後の三つ目ですけれども、就学援助の認定に当たって民生委員の助言を求めるシステムにつきましては、この制度が自治体の単独事業として実施されるようになった昨年度から見直しが検討され始めています。

教育委員会としましては、就学援助制度がより充実したものとなるためには、何より当該世帯の実態把握が大切であると考えています。教育委員会も実態把握に努めておりますが、数字にあらわれにくいそれぞれの世帯の事情もさまざまでございます。そういった中で、こうした観点から、民生委員の方々の御助言や御意見は今後も大変重要なものになると考えております。

しかし、申請に当たっては個人情報に当たるデリケートな内容も含まれるために、その取り扱いについては慎重な配慮をお願いする一方で、申請のシステムや手続そのものについてもあわせて研究してまいります。

以上、堀田みつ子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水谷武博君） 堀田みつ子君、再質問はございますか。

〔2番議員挙手〕

○議長（水谷武博君） 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） それでは、市長も活用していくよと言われましたけれども、こういったトレーニングマシンというのは、ただ単にこの場所だけではないと思うんですね。ほかの施設、体育施設とかにもあると思います。町のときにも大なり小なりのマシンがあつて、それをじゃあどうやって活用するのよというようなことを言った覚えもありますので、やはりそれぞれのところの実態調査みたいなことをしていただくというのが必要だと思います。それをどうやって使うかということも、これからのその実態調査の結果によって考えていただきたいということを1点。

それと、次に就学援助制度のことで、今、前向きに言っていたいでいるんですけども、ただ先ほども教育長が答弁された中にも、それぞれの個人情報ということも言われておりま

すので、なかなか難しい問題もありますし、民生委員の方も本当に実際に、たしか民生委員の方、200軒くらいは持ってみえますよね、世帯を。その中で本当にそれだけの意見を言えるのかどうか。やっぱり難しい問題もあると思いますので、これはそれぞれ市の方で当然きちんと責任を持って調査するというふうなこと。それとこの金額の問題なんですけれども、やはり収入が実態というふうでも、それぞれのおうちの収入が基準でやはりこの就学援助を使っていくというのか、適用していくというのが基本だと思いますので、そこの辺はきちんとしていただきたいと思います。

それと、今ちょっと内部規定の方を、前にもいただきましたんですけれども、よくよく読んでちょっと気になる点なんですけれども、この市民税等の滞納世帯に対しては非認定というふうなことが言われております。需要額分の収入額が1.0以下の場合には援助費の2分の1とするというふうにはなっておりますが、ただこれ本当に、実際に1.0以下というのは、じゃあ足りなくなってくるということですよね。需要額分の収入額が1.0以下ということは。そういうところに対する援助費が2分の1というので本当にいいのでしょうか。滞納といってもいろいろあります。悪質な場合もありますけれども、でも本当に大変で払えないということもありますね。そういう方に対してどうするか。それなりに計画納付をされているとか、じゃあこういうふうにしていきましようというような方のところには、全額の助成ということも当然必要だと思いますが、このことに関してお答えください。

それと、品目としていろいろ、この援助額の年額として上限というのが設定されております。それぞれ、学用品、通学用品、新入学、修学旅行。この例えば校外研修にしる、修学旅行費にしる、その行った場所というのがこの上限額より高くなった場合、本当にほんの少々、1,000円、2,000円、3,000円というふうにして出るぐらいだったらまだしも、もっとかかるようなときにはどうされるのか、そういうことは考えられているのでしょうか。それもお答えください。

それとともに、この就学援助制度を申請するというのが、6月10何日でしたよね。6月の前年度の収入を見て、そして申請するということになっています。でも実際、ここにあるように、1年生の子に対する新入学も学用品等というのを援助するわけですから、当然そんな6月では間に合わないじゃないですか、学校長の方に出すとかというふうなことだったら。これを幼稚園とか、そこまでお知らせをして、やはりきちんとそういう対応がしていけないものか、その点についてお答え願えるといいのですが、お願いいたします。

○議長（水谷武博君） 菱田学校教育課長。

○学校教育課長（菱田秀樹君） まず民生委員さんをお願いしている件でございます。市でも本当に状況把握には十分努めております。

この制度ですが、もちろん基準は収入でございますけれども、それぞれ家庭においてその

収入ではあられない部分があつて、本当に援助を必要とされている実態のある御家族等もごぞいます。そういったあたりで、全員と言わず、そういう方々について、ぜひ民生委員の方々が実態を把握しておられるなら御援助願つて教えていただきたい、そういう気持ちであります。要するに、援助を切るわけじゃなくて、救うという立場で御援助いただければありがたいなあということを思っております。

それから、滞納世帯のことをごぞいます。これにつきましても、やはりなかなか窓口、あるいは数字でははかれないということで、本当にそういったことも学校、あるいは民生委員の方々、あるいは教育委員会、3者が十分に連携をとり合つて、その滞納状況でただ切るのではなくて、数字だけで切るのではなくて、そういった状況も十分検討しながら認定は進めていくつもりでございます。

それから上限についてです。昨年度より国庫補助の対象を外れましたので、いろいろな基準を市で設けることができます。それで、各市町とも、本市と同じようにいろんな制度、あるいは基準等についても今研究をる進めておるところでございますので、今そういった上限のことも検討していく必要はありますし、あるいは学校そのものが経費節減といひますか、そういった努力を学校もする必要があるのではないかなと考えております。

それから申請時期の問題でございます。御指摘のようなことは確かに言えます。国庫補助の場合ですと、何月に国からというのがありまして、これが単独の事業になりましたので、若干、この申請手続等を前倒しすることは可能になってまいりますので、どれだけ早くできるか研究してまいりますので、どうぞよろしく願ひいたします。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（水谷武博君） はい、堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） すみません。滞納世帯のことなんですけど、この援助費の2分の1というのは見直しをかけられるんですか、全額というふうな。内部規定なので、皆さんで考えて、2分の1とかというんじゃないくて、この需要額分の収入額が1.0以下なんていう場合には、やっぱりここを直していただくというのも必要ではないかと思ひますので。

○学校教育課長（菱田秀樹君） 研究をさせていただきますので、願ひします。

○2番（堀田みつ子君） 願ひいたします。

---

◇ 伊 藤 善 朗 君

○議長（水谷武博君） 続きまして、12番 伊藤善朗君の質問を許可いたします。

伊藤善朗君。

〔12番 伊藤善朗君 登壇〕

○12番（伊藤善朗君） 議長のお許しを得ましたので、1点質問いたします。

農産物の地域団体商標の取得について。

地域団体商標によると、地域名と商品名を組み合わせた地域ブランドの商標取得は、これまで全国的な知名度が必要だったが、本年4月に施行された改正商標法に伴い、隣接県に及ぶ程度に要件が緩和され、岐阜県においても飛騨牛を初め「飛騨」をつけた出願が10件、美濃白川茶を初め「美濃」をつけた出願が3件、その他を含め15件出願件数があり、全国で5位です。

海津市では、西美濃農協海津園芸特産振興協議会のトマト部会の「かいづっ子」が商標登録され、販売品販売高が平成17年度で13億 5,784万 1,000円で、全国的な知名度を確立しつつあり、すぐれた海津特産品を近隣県はもとより全国にPRでき、ますます消費者の信頼を高め、消費拡大と販売高増加につなげておられます。まだ商標登録されていないが、キュウリ5億 8,034万 2,000円、コマツナ3億 9,209万 5,000円、イチゴ6億 315万 3,000円、その他園芸産品合計で8億 1,433万 1,000円など、合わせて41億 825万 2,000円の販売高となっています。ちなみに、米・麦・大豆類は42億 1,630万 1,000円、畜産物は4億 6,792万円で、総合計87億 9,247万 4,000円で、県下有数の農産品の生産高及び販売高でございます。

宝暦治水工事を初め先人の努力のたまものとして、海津市は肥沃で広大な土地を有しています。トマト部会「かいづっ子」の商標登録に続いて、他の農業生産品も商標取得に向け、行政と西美濃農協海津園芸特産振興協議会とが連携し、特産品の奨励とともに出願申請から商標登録まで支援をし、農業の振興を図ることが肝要と考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（水谷武博君） 伊藤善朗君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 伊藤善朗議員の、農産物の地域団体商標の取得についての御質問にお答えをいたします。

本年4月1日から、地域ブランドの保護強化、模倣品による信頼低下防止を目的として、改正商標法が施行されました。改正前の商標法では、地域名と商品名から成る商標の登録をする際、「夕張メロン」などのように全国的な知名度があることなどの厳しい要件があり、そのため全国的な知名度を獲得する前の段階から一般の産品等と差別化を図りたいという要請に、十分にはこたえ切れない状況にありました。

改正商標法では、地域名と商品名から成る商標を当該地域の産品等に用いて、地域ブランドとして適切に保護し、競争力強化と地域経済の活性化を支援するために、全国的な知名度がなくても、近隣県程度で知られているならば商標登録を受けられるようになりました。また、登録行為の主体を農業協同組合や商店街振興組合など、法人格を持つ組合とされました。

地名と商品名を組み合わせた地域ブランドの価値が高まれば、地域経済の活性化も期待できます。海津産の農産物の安心さ、安全さを改めて強調するなどして、海津ブランドをさらに周知し、JAにしみのとともに地域団体商標の登録を推進し、一層の農業振興を図ってまいります。

議員御指摘のとおり、市内農産物の売上代金は約80億円以上で、平成17年に海津産トマトを「美濃のかいづっ子」としてJAにしみのが商標登録しております。

なお、今後におきましては、消費者が望む安全・安心、健康な農産物を安定的に供給する農産物生産が求められておりますので、人と環境に優しい農業であるぎふクリーン農業の登録を推進してまいりたいと考えております。

今年から水田の大豆跡地において、水稻栽培及び大豆栽培について、ぎふクリーン農業に取り組んでいただくことを聞いています。また、海津市の売れる農産物づくりについて、農業関係者等代表の皆様方に御意見をいただくため、意見交換会の予定もいたしておりますことをあわせて申し上げまして、御答弁とさせていただきます。

○議長（水谷武博君） 伊藤善朗君、再質問はございますか。

〔12番議員挙手〕

○議長（水谷武博君） 伊藤善朗君。

○12番（伊藤善朗君） 市長は所信表明の中で、豊かで活力ある産業の振興として、海津市の基幹産業の一つである農業の活性化を図り、農家の経営安定と農政改革に取り組み、農業施策を推進し、都市近郊型農業の確立を目指す。組織化による農地の高度利用、地の利を生かし、付加価値の高い農業生産の確立を推進すると述べられています。

一方、県では、県民とともに進めてきた政策総点検の結果を踏まえ、今後の県政の目指すものを「確かな明日の見えるふるさと岐阜県」とし、その実現に向けて「活力ある地域づくり」「安全・安心な地域づくり」「地域を支える人づくり」を県政推進の3本の柱としています。問題解決型の視点と、未来づくりの視点を複眼的な持ちながら政策を展開するとして、「確かな明日の見えるふるさと岐阜県」を目指して、今後とも着実な県政に努めるとしています。

その中で、産業経済分野において、農林畜水産業振興策として、農業は食と環境が一体となった21世紀における人間生活の根源的な産業であり、独立性を持った産地づくりを進め、安全・安心な農産物を提供する産業として自立を目指す産業振興政策と地域振興政策の両面から発展を目指すとしています。

その中の論点として、農林畜水産物の産地づくりとブランド化についてでございます。優良な農林畜水産物のブランド化、産地づくりの推進により、県の農産物全体のイメージを高めるため、積極的なPR等により地名度向上に向けた取り組みを図る。また、農業後継者問

題と農業経営、地産地消の推進、ぎふクリーン農業、農業を支える基盤づくり、都市との交流促進、食の教育の推進として、市町村や農協など関係団体との連携により、地場産業の振興と県産品の販売強化などを上げています。

平成14年度の海津郡の農産物の販売高の総額は93億 8,829万 3,400円、その中の園芸産品は44億 2,042万 8,000円。ちなみに平成17年度の総額は87億 9,247万 4,000円、その中で園芸産品は41億 825万 2,400円で、総額によって14年度、17年度は約 9.3%の減少でございます。これが懸念されます。

今後、ますます農産物の産地間競争が激化すると思われれます。これらの競争に打ち勝つ地域ブランドの確立、安全・安心な農産物を生産する力強い産地づくりの推進、消費者の信頼を高め、消費の拡大、市場に対しての優位性などをかんがみ、地域団体商標の取得はとても大切なことと思います。

海津市は東海3県の玄関口として、一大消費地名古屋市を初め中京圏に位置し、名神、東名、名阪、東海北陸、中央道など高速道路の利用により、新鮮な農産物の流通が関東、関西、北陸などの消費地に短時間で輸送できる位置であり、市長が述べられているように、都市近郊型農業の確立、地の利を生かした付加価値の高い農業生産の確立の推進により、農家の経営安定を図るために地域団体商標の取得に向けて助言、指導、支援することにより、生産者の生産意欲の向上を図ることがとても大切なことと痛感いたします。

以上のことを踏まえ、重ねて市長の所見をお伺いいたします。

○議長（水谷武博君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 海津市にとりまして、農業は大変重要な産業であるということを認識しております。

それで、この農業が今これからどう生きていくかということが大変重要な、今、分岐点にあるわけでありまして、その分岐点にある農業をこれからさらに維持、発展していくためには、やはり先ほど先生から御指摘がありましたように、どのような付加価値をつけて、どのような流通経路をとっていくかと、そういったことも非常に大切なことであろうというふうに考えております。

その中の一つとして、先ほどの商標登録というのも一つの方法であろうというふうに考えておりますが、より基本的なことでさらに付加価値をつけることができないかと、そういったことも今農林振興の方で研究会を設けながら、ことし第2回目の研究会を進めてまいりたいというふうに考えております。

そういった意味で、市といたしましても積極的に、どのような形で付加価値をつけることができるのか。これは安心・安全の付加価値をつけるのか、あるいはおいしさの付加価値をつけるのか、あるいは新しい違ったものの付加価値をつけるのか、現在、いろいろ検討して

いるところでございまして、これからも議員各位の御理解を賜りたいと、このように願っております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（水谷武博君） 伊藤善朗君、よろしゅうございますか。

○12番（伊藤善朗君） ありません。

---

◇ 川 瀬 厚 美 君

○議長（水谷武博君） 続きまして、4番 川瀬厚美君の質問を許可いたします。

川瀬厚美君。

〔4番 川瀬厚美君 登壇〕

○4番（川瀬厚美君） 議長のお許しを得ましたので、2点の質問をいたします。

1点目、新商品開発のために市の力を。

3町が合併して1年が過ぎた。18年度予算も昨年度予算より1.1%の増であるも、旧町予算合計より10%を超える減である。膨らみ続けた予算も、時に、また何かのタイミングに見直しをする勇気も必要でありましょう。それが合併のタイミングに断行されたことは、評価されることであります。しかし、家族がよい思いをする、しないは、運、不運もありましょうが、当然、家庭経営の手腕に大きく左右されます。同じように、市民が豊かに暮らすには、市の経営にゆだねるところが大きいと思われまます。

市長は3月議会で、企業誘致のための職員を配置すると言われました。企業は、新商品開発のために莫大な予算を投じ、日夜研究を重ねておりますことは市長も当然御承知のことと思います。当市においても、カキ、ミカンを初めさまざまな果物、野菜があり、これらを1次製品として売るだけでなく、物によっては2次製品として加工販売した方が付加価値がつき、有利に販売できるものがあるかもしれません。そのためには、研究・開発が必要であります。行政は、ただ待ちの態勢だけではなく、掛け声だけでなく、市の活性化のために積極的に人、予算を配し、支援されることを望みます。現在、どのような方策をどのようにPRされ、また浸透度は、市長の御所見をお伺いしたいと思ひます。

2点目は、中学生の職場体験について。

先日、平野教育長より商工会員あてに、市内中学生の職場体験のお願い文書が届いた。昔は、中学生にもなれば一人前と言われたが、今や大人の自覚が持てる年齢がかなり高くなったと思われる。それは、家庭で教えられ、鍛えられることが少なくなったからでありましょう。中学生の職場体験は、市内5校が、3日間から5日間を2回に分けて行う学校、また一度に行う学校があり、夏休みに、またそれ以外の月に実行するとのこと。もちろん社会を見せる意義はあると思われまますが、本当に少しでも身につくのでありましようか。

学校と家庭は車の両輪と言われますが、家庭の教育力の低下が叫ばれて久しく、精神面で子供の面が多いのであります。行政が一方的に実行するのではなく、地域も親も話し合いの上で行うのが望ましいと思われまます。

また、単位PTAの家庭教育学級に講師料として2万円が用意されている。講師料にだけ2万円が用意されているということをお聞きしておりますが、その意味はどうでしょうか。

また、中央家庭教育学級生を募集されておりました。どのような内容を用意されているのか。親の見聞を広めた上で子育てをしてほしいと思います。事は教育委員会ではありますが、市長は職場体験をしようとしている中学生が育つ家庭教育をどのようにとらえ、考えておられるのか。市民の幸せは市長の肩にもかかっていると云えましよう。市長の御意見をお伺いしたいと思ひます。

以上2点、お願いをいたします。

○議長（水谷武博君） 川瀬厚美君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 川瀬厚美議員の御質問について、お答えをいたします。

1点目の新商品の開発については、道の駅「月見の里南濃」において、農畜産物処理加工組合がこの地域の自然、気候、風土を生かして生産される農産物を原料として、加工、販売を行っております。その内容は、ジャム類、ゼリー類、惣菜類、米粉のパン類等であります。また、道の駅「クレール平田」においては、施設内のレストランが、同駅に出荷される農産物を仕入れてグルメメニューを提供し、利用者の皆さんに味わっていただくとともに、地域食材をPRいたしております。

また、新聞・テレビ等でも報道されましたが、米粉食品開発研究会が海津市産「美濃はつしも」米を原料に、つなぎに小麦グルテンを一切使用しない腰のあるおいしいめんの開発に成功しました。「ベーめん」として本年3月に商標登録され、両道の駅で販売あるいはメニューとして提供されております。

研究開発に対する支援につきましては、本年度予算において特産品開発研究事業補助金として、50万円の措置をいたしております。

岐阜県におきましては、県産品の利用拡大や農業環境を改善することを条件に、事業立ち上げ時の助成事業として農業ベンチャー総合支援事業がございませう。特にすぐれた加工商品として認められた場合には、岐阜県産品B to B販売促進モデル事業により、全国の企業に破格の手数料負担でインターネット販売することもできます。全国の他地域よりすぐれた農産物加工商品の開発と、やる気のある事業組織の設立が今後の課題であると考えております。

2点目の中学生の職場体験につきまして、昨年度までもそれぞれの中学校においてできる

だけ生徒の希望に基づき、校区内の事業所で職場体験をしてまいりました。

本年度におきましては、自治連合会やPTA連合会、社会福祉協議会、商工会、校長会等の代表者から成るキャリア教育実行委員会を立ち上げ、御意見を承りながら進めてまいりました。校区の枠を越えて市内全域に受け入れ先を求めるというものもその一つであり、生徒一人ひとりの希望に少しでも近づけることができると考えております。

1回の職場体験で勤労観や就職観が身につくとは思えませんが、しかしながら生徒一人ひとりが体感をする、そういう経験者の中学生は多くの方がそういうことを語っておられます。義務教育の終了を控えて、初めて進路決定を迫られる中学生にとって、この時期に希望に沿った職場体験をすることは、みずからの進路を想像から現実の世界へと近づけることになると考えられます。また、単に職業を体験するだけではなく、幅広い年齢の方々とコミュニケーションをとることにより、自分自身の生き方を真剣に見詰めるきっかけとなると思います。職場体験は、保護者の方にとっても、我が子の将来の希望を理解し、ともに考え話し合うことのできる機会になるはずです。

次に家庭教育学級ですが、現在、幼稚園、小学校、中学校及び平田地区の保育園ごとに26の家庭教育学級を開講し、年5回、子育てへの思いや考え方等について学習をしていただいております。この家庭教育学級は、昨年度までは補助事業として実施しておりましたが、事業内容等を見直ししました結果、市の直接事業とし、これまでの実績から講師料として各学級2万円を限度に予算計上をいたしました。材料費等については、受益者である受講生の方に御負担をいただいております。

また、中央家庭教育学級は、応募された受講者の皆さんに自主的に運営していただくものでございます。今年度の場合、5月25日の開校式後、健康講座、野外研修、食育講座、教養講座、文化・伝統講座等、親としての見聞を広めることができるよう、多種にわたる講座を年10回開催していくことを自主的に計画され、進めていかれることになっております。

以上、川瀬厚美議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水谷武博君） 川瀬厚美君、再質問はございますか。

〔4番議員挙手〕

○議長（水谷武博君） 川瀬厚美君。

○4番（川瀬厚美君） 平田の道の駅「クレール平田」は、地元産の野菜の売れ行き好調で大盛況であります。南濃町道の駅「月見の里」の販売商品をよく見ますと、こんなことを申しますと平田、海津の方からおしかりを受けるかもしれませんが、取り売り商品がかなりあり、販売者のみ地元の方であり、生産出店者から強い苦情が寄せられております。取り売り商品の中には、材料が市内でとれるものもかなりあり、大変口惜しい思いをいたしております。素人では、生産して加工して販売までするのは大変難しい面がありまして、やっぱりそこま

では行政の何らかの指導なり、支援なり、情報の提供なりあったら、そういうことも可能かと思えます。ある方が、いつかテレビで、ミカンの皮が蚊取り線香の役目をすると言っていたが、何とか研究できないかと、こんな相談をされましたが、当然すべはございません。森県会議員に申しましたら、県だって忙しいから一々そんなことは聞いてくれんぞと言われてまして、非常に残念な思いをしたんです。やっぱりそういうことにおいても、行政として真剣に前向きに取り組んで、県の方へしっかりと要望して、市として研究をするとか、商品開発ができたらいいなというふうに思えます。ミカンの皮など、南濃町にたくさんありまして、そんなことを思います。

先日、ミカンのにおいのする石けんということで、ペーパー状の石けんを道の駅の方で開発されたんですけれども、先月、鹿児島の方へ行きまして、ホテルの温泉でヒノキの香りのする石けんを買ってまいりました。ああいう石けんですと日常使えます。ペーパーの石けんですと、旅行か本当に一部に限られまして、やっぱりそういう商品開発もできたら市もくるんで日常使える、非常に利用価値が高い商品ができたらいいなと思えます。そういう意味で、市としてどなたか兼任でも構いません。市の中に今家庭でやっているものが何かアイデアはないとか、市も援助するやとか、やっぱりそういう姿勢がもっとあってもいいのではないかなと私は思います。

それから、家庭教育学級において、かつて日本は規律正しい国でした。しかし、昨今の日本の少年犯罪は目に余るものがあり、フリーターという定職につかない若者、ニートと呼ばれる職につくことすらしない若者が増大し、子供が子供を、また父母まで殺すような異常な犯罪が続発しております。道徳心は大きく欠如し、目上の人にあいさつもできない。電車の中で食事や化粧をする者、目に余ることの数々。マレーシアの前首相マハティール・モハマド氏の言葉ですが、氏は22年間に及ぶ首相在任中、ルックイースト政策と呼ばれる日本を手本とした政治経済を断行し、マレーシアを東南アジアの弱小国から世界上位の経済国へと発展させた人ではありますが、日本に驚嘆し、あこがれ、愛し、見習った同氏いわく、今の日本の風潮にまゆをひそめ、「もはや日本に見習うべきものはない」と言い放った。

ある調査によると、6年生児童の辛抱度は30年前の2年生程度との結果が出ています。親の教育力の低下は底上げが必要です。

市として、中央家庭教育学級を形式でなくさらに魅力あるものにしたいと思えます。担当者にお聞きしますと、内容は参加者の中で話し合っ決めていくということでありましたが、やっぱり市としても市の内外、県内外の情報も提供し、さらに親の力を高めた上で子育てをしてほしいと思うのです。授業参観に行っておしゃべりに行く。そんな人は結構。やはり意欲のある人をどんどん育てて、その教育のリーダー的な存在を地域でもっともっと、育成すべきではないかなと、そんなことを思います。そういう意味で、市の積極的な姿勢が必要かと

思います。今後、市としてよろしくお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（水谷武博君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 一つは市として応援しなさいということですね。

これは農業振興課がございまして、その中で、先ほど申し上げましたけれども、少ない予算でありますけれども、これから一生懸命努力してまいりたいと、このように考えております。しかしながら、「ベーメン」にありますように、こういったものは情報を出し、あるいは研究をし、集め、そういったことは一生懸命努力してまいりたいと思いますが、実際にやっていただく市民の皆さん方と協働してやらなくてはできないことでありまして、そういった意味でも、先ほどお話がありましたミカンの皮ですか、そういった情報をいただければありがたいなあと、このように考えているところであります。

前、川瀬議員にもお話し申し上げましたように、何とか道の駅でカキ酢もつくってもらえるとありがたいなあと。大変大きな人気商品になるのではないかと。カキとかミカンとか、これを考えていかなくちゃいけない時期でありますので、そういったことに関しましていろいろな情報を集めて提供し、市ともに進めてまいりたいと、このように考えております。

それから、先ほどお父さん、お母さんのということでございます。

これは私個人といたしましては、やはりそういう希望を持っております。しかしながら、どのように教育をし、どのようにしていったらよいのかということは、やはりいろいろ考えていかなくちゃいけないと思っております。

海津市のお父さんやお母さん方、これは例えばスポーツとか、きのうも実はソフトボールで三重県の大会で優勝し、東海大会で優勝しました南濃町の子が来てくれました。2時間半かけて通っているそうであります。電車に乗りおけるとお父さんが学校まで送っていくと、こういうことでありまして、多くの御両親は相当努力していただいているのではないかと、こういう私は認識を持っております。しかしながら、まだまだそういった意味で全部がそういう形になっているかということであろうかと思いますが、こういった学校を通じて、さらに先生御指摘のように努力してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

〔4番議員挙手〕

○議長（水谷武博君） 川瀬厚美君。

○4番（川瀬厚美君） 愛知県の新城の方で、カキの酢を大量につくって、その酢で野菜とか果物を消毒をしている方が見えますね。そういうことも当然ノウハウはなかなか外には出されないかなとは思いますが、やっぱりそういうものは市内にありますし、そういうものを使って本当に安全な生産ができたらいいなと思ひまして、特に市の前向きな呼びかけ、PRする姿勢が必要かと思ひますが、今後ともよろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（水谷武博君） 要望でよろしいですか。

○4番（川瀬厚美君） はい。

---

◇ 近 藤 輝 明 君

○議長（水谷武博君） 最後に、8番 近藤輝明君の質問を許可いたします。

近藤輝明君。

〔8番 近藤輝明君 登壇〕

○8番（近藤輝明君） 議長にお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

平成18年度第2回定例会の最後の質問者と相なりました。市長には明確なる答弁をお願いするものであります。

さて、海津市観光協会の設立について。

旧海津郡3町が合併し、海津市が誕生して1年と3ヵ月がたとうとしております。海津市には昨年、千代保稲荷神社、国営木曾三川公園、南濃温泉「水晶の湯」等の観光地とイベントなどに延べ約562万人の観光客が訪れ、観光客数では県内有数の一級の観光都市になったと、先般、新聞紙上に掲載されたところであります。海津市内にはまだまだほかにも数多くの観光資源があるものと思っております。

市長も3月定例会の施政方針の中で、多くの魅力ある観光資源に恵まれているので、各種観光資源の有効利用を図るとともに、市内観光モデルコース等のPRに努め、交流人口の増加に力を注いでいくと述べてみえますように、市においてははや3種類のパンフレットを作成し、積極的にネットワーク観光事業推進に取り組んでいただいておりますことは大変ありがたく、敬意と感謝を申し上げます。

そこで、市長に御質問をいたします。

この4月に海津郡3町商工会が合併し、海津市商工会が誕生いたしました。いよいよ海津市が本当の意味で一本化されたと思っておりますが、これを機会に海津市観光協会を設立し、関係機関が協力して、一極集中的であった観光客を点在する観光施設に結びつけるなどの施策を講じてはいかがと思っておりますが、市長の今後の方針をお聞きするものであります。よろしくお願いをいたします。

○議長（水谷武博君） 近藤輝明議員の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 近藤輝明議員の御質問についてお答えします。

海津市は豊かな自然、歴史、文化、温泉、道の駅など多くの魅力ある観光資源に恵まれており、千代保稲荷神社には約213万人、国営木曾三川公園に約140万人を初めとして、年間

約 562万人の観光客が訪れております。この数は岐阜市、各務原市に次いで3番目の多さであると聞いております。

ただ、当市は日帰り客が多いと分析されておりますので、観光消費額の増加を図るためには、日帰り通過型の観光客だけではなく、1人当たりの観光消費額が高い宿泊を伴う滞在型、周遊型の観光客を誘致することが重要であると考えております。そのためには、観光客の行動を点から線へ、線から面へと広げ、日帰りから宿泊など滞在型への仕組みづくり、観光メニューづくりを推進していくことが不可欠であり、ミカン、イチゴなどの観光農業を含めた観光協会の設立は必須であると考えております。

点在する観光施設を連携させ、魅力ある観光モデルコースをつくり周知していくかが今後の課題であると考えておりますので、商工会など関係団体と協議し、海津市観光協会の設立に向けて積極的に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、近藤輝明議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水谷武博君） 近藤輝明君、再質問はございますか。

〔8番議員挙手〕

○議長（水谷武博君） 近藤輝明君。

○8番（近藤輝明君） 市長にはまさに名答弁、ありがとうございます。

ただ一つ、御存じのように海津市内ほとんどが官の関係の観光施設、例えば代表的なのが国営木曾三川公園。また民で申し上げるならば、先ほど来、私の質問、また市長の答弁の中にごございました千代保稲荷神社。こういった官の関係の観光施設がほとんどである中で、官と民との一体化は申し上げるまでもございません。こういった官・民の一体化において、市長、この観光協会設立となるとこの辺の行政バックアップ等、いま一つお尋ねをいたします。よろしく願いをいたします。

○議長（水谷武博君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 今御指摘のことは二つのことがあろうかと思いますが、まず施設に官・民があるということは、先ほど申しあげましたいろんな点から面へといった場合に、それをどう織りなしていくかということであろうと思っております。そして、観光協会を立ち上げるに当たって、これも先生御指摘のように、官と民と、先ほど申しあげましたように積極的にやっていくことが必要であろうというふうに思っております。

ただ、こういった観光行政とか、そういったものに関しましては、やはり民間の方に主導していただいた方が、これはその後の事業展開が地につくものであろうと。それを市としては一生懸命バックアップさせていただくと、そういった形。同時にそういった形の中でともに努力してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（水谷武博君） 近藤輝明君、よろしゅうございますか。

[ 8 番議員挙手]

○議長（水谷武博君） 近藤輝明君。

○8番（近藤輝明君） 失礼をいたします。ただいま市長の御答弁、まさにそのとおりであると思いますが、私なりに調査・研究させていただきますと、既に近隣市町村におきましても、はや市長、あるいは首長が協会長であろうかと、そんな市町村もございます。

がしかし、21世紀ますます民でもっての足腰の強い、足の出せる民主導型、まさに市長、私もそういう抱負、情熱を持っておる一人でございます。ただ、市全体で観光をPRするには、観光協会の誕生、設立が最も不可欠であると思う一人でございます。その辺をよく御理解賜り、一日も早く早期実現を要望としてお願いをして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（水谷武博君） ありがとうございました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

---

◎報告第4号 平成17年度海津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから  
議案第68号 工事請負契約の締結についてまで

○議長（水谷武博君） それでは、ただいまから日程第4、報告第4号から日程第21、議案第68号までの報告案件6件、諮問1件、補正予算案件2件、条例案件6件、事件案件3件、以上を一括上程し、市長より報告並びに提案理由の説明を求めます。

市長 松永清彦君。

[市長 松永清彦君 登壇]

○市長（松永清彦君） それでは、提出をいたしました諸議案につきまして御説明を申し上げます。

最初に、報告案件6件について、順次その概要について御説明申し上げます。

報告第4号 平成17年度海津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、平成17年度海津市一般会計予算のうち、農林水産業費では農村振興総合整備事業による農道整備事業に係る事業費720万円、教育費では石津小学校屋内運動場改築事業費3億4,316万8,000円、小学校耐震補強事業の吉里小学校校舎の耐震補強に係る事業費7,500万円、海西小学校校舎の耐震補強に係る事業費7,500万円及び下多度小学校校舎の耐震補強、LAN整備事業に係る事業費1,022万5,000円をそれぞれ繰り越しましたので、御報告申し上げます。

次に、専決処分について、順次御説明いたします。

報告第5号 海津市税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部を改正する法律等が本年3月31日に公布され、4月1日より施行されるに伴い、3月31日付により専

決処分が付したものであります。

報告第6号 海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、国民健康保険法施行令が本年3月10日に公布され、4月1日より施行されるに伴い、3月31日付により専決処分が付したものであります。

報告第7号 海津市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、本年第1回定例会に提出し議決いただきましたが、その後、改正後の経過措置の規定が国より通達され、4月1日より施行されることに伴い、3月31日付により専決処分が付したものであります。

報告第8号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、診療報酬の算定方法を定める件（平成18年厚生労働省告示第92号）が公布されたことに伴い、診療報酬の算定方法が4月1日より改められるため、3月31日付により専決処分が付したものであります。

報告第9号 損害賠償の額の決定については、本年4月17日、平田町地内の市道のくぼみによる自動車破損事故について、賠償金1万5,140円支払うことで示談が成立いたしましたので、5月30日付により専決処分が付したものであります。

以上、専決処分5件について、地方自治法第179条第1項の規定により御報告申し上げ、御承認を賜るものでございます。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、西脇幸喜さんの任期満了により、新たに海津市平田町須賀384番地、片野典子さんを推薦いたしました。議会にお諮りするものであります。

続きまして、補正予算案2件について、順次その概要について御説明を申し上げます。

初めに、別冊1の議案第58号 平成18年度海津市一般会計補正予算につきましては、歳入歳出にそれぞれ2,515万5,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ15億1,515万5,000円とするものであります。

歳出の主なものといたしまして、総務費の総務管理費では、市公共施設にAEDを41台の導入費用として1,366万3,000円、4月の中国江西省訪問の折に、本年7月ごろに江西省の小学生約30名を派遣したい旨の要請があり、その受け入れ費として35万2,000円をそれぞれ計上いたしました。

民生費の社会福祉費では、平成17年度の障害者福祉事業に対する国・県補助金の精算に伴う返還金268万1,000円を計上いたしました。

教育費の小学校費に、東江小、大江小及び今尾小学校の校舎耐震補強事業の設計委託料として601万7,000円、幼稚園費に高須幼稚園園舎の耐震診断調査委託料として130万を計上いたしました。

歳入につきましては、特定財源の負担金、国庫支出金、県支出金で1,504万2,000円を、

一般財源では繰越金 1,011万 3,000円を計上いたしております。

次に、別冊 1 の議案第59号 平成18年度海津市介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出にそれぞれ27万円を追加し、補正後の額を20億 3,177万円とするものであります。

補正予算の内容は、介護保険法の改正により地域密着型サービスに係る事業所指定等は市が行うこととされており、本市ではこれを地域密着型サービス運営委員会で行うため、これに係る委員報酬27万円を計上いたしました。

歳入につきましては、一般会計繰入金27万円を充てるものであります。

続きまして、条例案件 6 件について、その概要を御説明申し上げます。

最初に、議案第60号 海津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院規制の改正により、午前と午後にあります有給の休息時間を廃止するものであります。改正後の7月1日より勤務時間は午前8時30分より午後5時30分となり、午後0時から午後1時までを休憩時間とするものであります。また、育児または介護を行う職員の早出・遅出勤務の対象範囲を拡大するものであります。

議案第61号 海津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員災害補償法が改正されたことに伴い、同法第69条に基づき、地方公務員災害補償法等で定める補償の制度と均衡を失したものであってはならないとされているため、本条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、複数就業者の就業場所から勤務場所への移動等を通勤の範囲に加えるとともに、障害者自立支援法の施行に伴う地方公務員災害補償法の改正により、障害の等級に係る規定の改正を行うものであります。

議案第62号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の改正に伴い、2ヵ所以上の勤務場所で働く職員が、次の勤務場所への移動等を通勤の範囲に加えるものであります。

議案第63号 海津市心身障害者小規模授産所条例の一部を改正する条例につきましては、本年4月1日、障害者自立支援法が施行され、身体・知的・精神障害者に対する福祉サービスが統合され、3障害者共通のサービスとして給付がされることになりました。

今回、海津市心身障害者小規模授産所「はばたき」を知的障害者福祉法の規定による通所授産施設として県の認可を得ることにより、自立支援法の訓練等給付サービスをするものであります。なお、これにより利用者負担が発生することになりますが、他の障害福祉サービスを利用されている多くの障害者の方々との不公平感を是正することになります。また、利用者本人及び扶養義務者の所得等を勘案し、利用者負担の軽減を図ってまいります。

議案第64号 海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、補償基礎額及び介護補

償の額等を改正するものであります。

議案第65号 海津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、中堅層の消防団員の処遇改善を図るものであります。

続きまして、事件案件3件について、その概要を御説明申し上げます。

初めに、議案第66号 指定管理者の指定につきましては、集会施設に指定管理者制度を導入するに当たり、従来から管理委託をしております自治会を指定管理者として指定するものであります。指定期間は、平成18年9月1日から平成23年3月31日までの4年7ヵ月間といたします。

議案第67号 海津市公共下水道南濃北部浄化センター汚泥棟建設工事委託に関する協定の締結につきましては、南濃北部浄化センター汚泥棟建設工事に伴い、建築・電気・機械等の専門的知識が必要でありますので、全国の自治体の建設工事を受託しており、人材的にも専門分野のスタッフが整備されている日本下水道事業団に建設工事を委託するものであります。

議案第68号 工事請負契約の締結につきましては、石津小学校屋内運動場改築工事について、5月26日に7社による指名競争入札を行い、戸田建設株式会社岐阜営業所と3億1,290万円で契約するものであります。

以上、提出いたしました議案につきましては、提案理由を御説明申し上げましたが、何とぞよろしく御審議をいただきまして、適切な御議決を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（水谷武博君） 報告並びに提案理由の説明が終わりましたので、順次質疑を許可いたします。

ただし、日程第4、報告第4号 平成17年度海津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、この報告は地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告でございますので、質疑、採決はいたしません。

ここで皆様にお諮りをいたします。正午も近づきました。ここで休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認め、午後1時に再開をいたします。それまで休憩をいたします。

（午前11時46分）

---

○議長（水谷武博君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後1時00分）

---

○議長（水谷武博君） それでは日程第5、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて、海津市税条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑がないものと認め、よって、質疑を終結いたします。

お諮りします。討論を省略して、採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。

お諮りをします。報告第5号 専決処分の承認を求めることについて、海津市税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて、海津市税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして日程第6、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて、海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りをします。討論を省略して、採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。

お諮りをします。報告第6号 専決処分の承認を求めることについて、海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて、海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして日程第7、報告第7号 専決処分の承認を求めることについて、海津市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りをします。討論を省略して、採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。

お諮りをします。報告第7号 専決処分の承認を求めることについて、海津市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、報告第7号 専決処分の承認を求めることについて、海津市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして日程第8、報告第8号 専決処分の承認を求めることについて、海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りをします。討論を省略して、採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。

お諮りをします。報告第8号 専決処分の承認を求めることについて、海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、報告第8号 専決処分の承認を求めることについて、海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして日程第9、報告第9号 専決処分の承認を求めることについて、損害賠償の額の決定についての質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りをします。討論を省略して、採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。

お諮りをします。報告第9号 専決処分の承認を求めることについて、損害賠償の額の決定については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、報告第9号 専決処分の承認を求める

ことについて、損害賠償の額の決定については、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、日程第10、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りをします。諮問第1号について、原案に異議なしと答申してよろしいでしょうか。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案に異議なしと答申することに決定いたしました。

続きまして日程第11、議案第58号 平成18年度海津市一般会計補正予算（第1号）について、質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） はい、堀田みつ子議員。

○2番（堀田みつ子君） それでは、1点についてお尋ねします。

歳入の方で、知的障害者通所授産施設自己負担金というのが上がっております。これは多分10月からの徴収ということになるんですね。多分これ一月1万幾らというような平均での負担になるようですが、実際この授産施設でいろんな作業をされて、見えている方が手にするお金というのは幾らでしょうか、教えていただけますでしょうか。

○議長（水谷武博君） 大倉市民福祉部長。

○市民福祉部長（大倉富夫君） あくまで平均でございますが、8,500円程度になろうかと思っております。

○議長（水谷武博君） そのほかにございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（水谷武博君） はい、堀田みつ子議員。

○2番（堀田みつ子君） それでは、当然福祉の推進に努めなくてははいけないし、それから障害を持っていても普通に暮らせるというふうな観点から言うと、8,500円手元にいただけて、そしてじゃあ出す分というのがそれ以上になるということに対してどういうふうにご考えておられるでしょうか。これは部長でも、市長がどういうふうにご考えられるかというのをちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（水谷武博君） 大倉市民福祉部長。

○市民福祉部長（大倉富夫君） 今の御質問の趣旨につきましてはいろいろ考えられるわけで

ございますが、そもそもこの福祉関係につきましても、過去からある最小限の必要限度の負担というのは伴っておりまして、そのときにいつも、前回にもお話がありましたけど、所得を見てどうのこうのというのが判断基準になっておるわけでございます。

今回のこの知的障害者につきましても、所得の状況、家庭環境、いろいろ違いがございますが、それに基づいて当然決めさせていただきますが、その前に支援法の中で、介護保険でも同じでございますが、1割負担というのが決まっておるわけございまして、それ等の公平性等も考えますと、そういう1割負担というのはやむを得ないかなあというふうに思っておりますし、当然この対象者につきましても、全部ではございませんが、それぞれ制度の基礎年金等いただいている方もお見えになりますし、いろんな面もございまして、やむを得ないかと、こんなふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） はい、堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） それでは一つ、この「はばたき」であるとか、いちい会の方でやってみえる施設だとかというのがありますけれども、利用料というのがなかったときには受け入れる側としては、これは今さら聞いてもあれなんですけれども、どちらかという支払いに大変な人から受け入れていったのか、それともどういうふうな受け入れだったのかだけをちょっとお聞かせ願いたいですが。

○議長（水谷武博君） 後藤障害福祉課長。

○市民福祉部参事兼障害福祉課長（後藤昌司君） それでは、先ほどの御質問でございますが、やはり障害者の方が将来的に自立をしていただくということが条件でございますので、そういった将来的に自立をしていただける方を積極的に施設の方でお預かりさせていただいて、指導をさせていただいて、自立に向けて将来的な展望を持っていただくと。そういった方を施設の方でお預かりをしていくというのが本来の意味でございます。

○議長（水谷武博君） そのほかにもございせんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 星野勇生議員。

○17番（星野勇生君） 2点お願いします。

1点は、今の堀田みつ子議員のお尋ねの部分であります。

ページ数では7ページ、入りの部分で自己負担金というふうになっておりますが、これは「小規模授産所」から「授産施設」に名称が変わることにより、また法のもとに自己負担が発生するというので、「はばたき」だけでとらえていいのかどうか。

それからもう一つは、今回、出の方で10ページになりますが、AEDの購入費が計上されております。これはまだ台数については説明がありませんので、台数及び購入方法について

説明をいただきたいと思います。

○議長（水谷武博君） 後藤障害福祉課長。

○市民福祉部参事兼障害福祉課長（後藤昌司君） それでは、星野議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

今回、心身障害者の小規模授産施設の負担金ということで上げさせていただいております。これはあくまでも「はばたき」の利用者の方の負担金ということで上げさせていただいております。以上でございます。

○議長（水谷武博君） 津野総務部長。

○総務部長（津野基紀君） 星野議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

AEDの購入につきましては、市長の提案理由の説明の中で41台ということをお願いしたわけですが、その内訳としましては、各庁舎の関係で1台ずつ、それから学校関係で、これは小学校・中学校でございますが15台、公民館等で9台、それから福祉関係の施設で4台、あと老健、特養等々あるわけですが、これを10台ということで、合わせて41台でございます。

購入の方法につきましては、当然、原則といたしまして指名競争入札ということで事を進めていきたいと、このように考えております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） はい、山田 勝議員。

○9番（山田 勝君） 関連の質問でございますが、このAEDを購入されることは、あった方がいいか、ない方がいいかといえば、あった方がいいと思うんですが、ここ近年で、これがあつたら命が救えたかという実例があつたか、なかつたかということも含めて、それとそれを配置したことによって、だれでもかれでもが初めてさわってやれるものでは決してないということやが、どの程度の人数に指導されるのか。またそれを一遍や二遍で、私は指導したでこれでよしということは決してないと思うし、仮にもそういった患者が出た場合に、じゃあぼくが、私がやりますと言えだけの勇気のある人が果たしてあるかということ、先日もある職員ともちょっとそんな話をしておりましたが、例えば市役所に勤めてみえる職員の中で、進んで率先して私がそれを扱いますと言え人があるかないかということも含めて、うまく行って当たり前、もし間違っておらなくても一命を絶つたというようなことになった場合に、親族にしてみればやり方が間違っておつたとか、そういったことになりかねんんじゃないかと。そういうことに因縁をつけられるようなことなら、私は、僕はさわらん方がいいということで後ずさりをしていくようなことにやらへんか。金ばっかりかけて設置はしたけど、全く宝の持ちぐされということにもなるかと思うが、そのあたりについて市長から答弁をいただきたいということと、消防署は既に設置されて、訓練等でも私も見せてもらっ

ておるが、消防署70人余りですか、今署員は。すべての人がそういった指導を、率先してやれるまでの指導がされておるのかどうか。そのあたりもひとつ教えていただけたらと思いますので、お願いします。

○議長（水谷武博君） それでは先に、田中消防長。

○消防長（田中俊澄君） 山田議員のただいまの最後の御質問で、当署は70名ほど職員がおります。全職員にこのAEDの取り扱いの講習を既に終えております。2時間から3時間ほどかかりますけれども、全職員、私も含めまして、この取り扱いの講習の方を終えておりますので、実際、そういう場に遭遇しましたならば取り扱うことはできます。

また、その中で指導をする、今度教える側に立つ場合、そういう者も職員の中で必要数確保してございます。以上でございます。

○議長（水谷武博君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 当初、消防署の方でAEDを準備いたしておりましたが、それで必要度が高い施設にそれを1台、2台というふうに予定をいたしておったんですが、実は海津市内のある施設の中で、おふろを利用された方で、その際はドクターがいらっしゃいましたのでドクターが処置をしていただいたんですが、そのときにAEDが必要ではないかというアドバイスをいただきました。したがって、今こういうものをやはり各該当する施設には設置の方がよいらろうということで、今度こういう購入をさせていただきたいと願っている次第であります。

そして、この消防署の方で本年度15回ほど講習をしておりまして、500人ほどの受講を市民の皆さん方で受けていただいているということでございます。そういうことで、緊急時に対応ができるような、いろんなところでそれぞれできるような施設にしていきたいということと、山田先生が御指摘のだけれども使えるような形にしていきたいと考えているところであります。

○議長（水谷武博君） そのほかに。

〔挙手する者あり〕

○議長（水谷武博君） 山田 勝議員。

○9番（山田 勝君） 市長から市民の中にも500人ほどと言われたが、もちろん消防署の場合というのは署員全員がみんな扱えるという説明をいただきましたが、例えばこの庁舎内の市の職員も全員に指導をされていくのか、そういったことは、今市長うなずいておられるので、おおよそわかったんですけど、例えば消防署の場合、指導もできるという立場の人もあるというようなふうに伺いましたが、指導ができるくらいのいわゆる習得をしなきゃあ、さあというときに果たして人命が左右されるというようなときにやれるかやれんかということを含めて、消防署の場合はすべてがそういった仕事という判断もできるんですが、庁舎なんかで

この職員がそこまでやれるか、私は極めて憂慮するということですが、そこまで徹底をしてもらえるかどうかということを重ねてお願いします。

○議長（水谷武博君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 貴重な御指摘、まことにありがとうございます。

先生、ごらんになられたことはありますか。

この患者さんがこの機械で該当するかどうかは、機械が判断して進めてくれるんですよね、あれは。したがって、トレーニングを積みれば比較的できるのではないかなあというふう  
に思っております。

例えば、これは例になるかどうかわかりませんが、糖尿病の患者さんがインシュリンを打たれると。インシュリンもあれは本当に細かい単位で調整しながらやっていかないと。でも、毎日必要なもので、患者さんが御年配の方でも自分で打てるようになるということ  
でございます。

こういった器械もやはり先生がおっしゃるように、習熟度を高めるということは必要であろうと思っておりますので、その努力をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（水谷武博君） そのほかにもございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第12、議案第59号 平成18年度海津市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第13、議案第60号 海津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第14、議案第61号 海津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第15、議案第62号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第16、議案第63号 海津市心身障害者小規模授産所条例の一部を改正する条例について、質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） すみません、何度もお願いします。

この条例の12条なんですけれども、一応最後にはこの料金の全部または一部を徴収することができるというふうになっているものですから、これというのは絶対というふうではなくって、場合によっては徴収しないこともあり得るということですか。それだけを教えてください。

○議長（水谷武博君） 後藤障害福祉課長。

○市民福祉部参事兼障害福祉課長（後藤昌司君） 堀田みつ子議員の御質問にお答えいたします。

まずこの利用料金等の解釈でございますが、全部と一部ということで御説明をさせていただきたいと思います。

全部につきましては、障害者自立支援法の第29条の3項に基づくものでございますが、1割負担ということが明確に明記されておりますので、その1割負担をいただきますという表現でございます。それと、一部というものでございますが、こちらは障害者自立支援法の第29条の第4項に基づきます軽減措置でございます。指定障害者の福祉サービス等に係る月額の上限額を定めております。それにつきましては、所得に応じて段階があるわけでございますが、1ヵ月の限度額が3万7,200円とか、2万4,600円とか、1万5,000円とか、そういうふうに軽減を定めております。なおかつ2万4,600円の方、それから1万5,000円の方につきましては、福祉法人等の軽減でさらに2分の1の軽減ができるというような規定でございます。全部と一部ということで解釈をしております。

この軽減につきましては、さらに御本人、あるいは扶養義務者の方の所得状況等も勘案させていただきまして、もう1段階軽減できるような措置を規則の方で今後定めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） 今、社会福祉法人の方で軽減措置をすればというふうなことを言われましたけれども、実際これを今「はばたき」は社協の方に管理の指定管理者というふうになっておりますけれども、そこはそういう軽減措置をしていましたでしょうか。

○議長（水谷武博君） 後藤障害福祉課長。

○市民福祉部参事兼障害福祉課長（後藤昌司君） 現在、この「はばたき」の運営につきましては、先ほどおっしゃいましたように、海津の社会福祉協議会の方に指定管理の委託をしてあるわけでございます。そういったことで、あくまでも海津市の社会福祉協議会は社会福祉法人でございますので、そういった減免措置をしております。以上でございます。

○議長（水谷武博君） そのほかに質疑はございますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 星野勇生君。

○17番（星野勇生君） 今の関連でお願いをいたします。

今、私が副議長という立場から社協の評議員会に出させていただいておりますが、今の説明で聞くと、社会福祉法人海津市社協が指定管理を受けてこの「はばたき」の管理運営を行っておると。したがって、今後この料金の取り扱いについてはどうのお考えでおられるのか、具体的な説明を求めたいと思いますが、例えば、これでいくと直営で負担を取るといような雰囲気もとられます。もちろん、今お尋ねがあったように、社会福祉法人でその使用料をいただいて市へ納めるという２段階になるかなあと。ただ、社協での説明には全くなかったような記憶をいたしております。

したがって、海津市の今回の担当と社協の打ち合わせについてはどんなやりとりがあったのか、あわせてお願いを申し上げたいと思います。

○議長（水谷武博君） 後藤障害福祉課長。

○市民福祉部参事兼障害福祉課長（後藤昌司君） 星野議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

この御質問の件につきましては、今現在、私どもと社会福祉協議会の方と、いろんな形で検討はさせていただいております。当然、今、指定管理者ということで業務なり施設の管理を委託しております。

それでこの指定管理者の制度のままで、将来的には、今現在、市の方で国・県の負担金をいただいて、そして個人からの負担金をいただいて委託料をお支払いして、社協の方で運営をしていただくという制度を今とっておりますが、将来的には個人負担と国・県の負担金につきましても、直接社会福祉協議会の方で国・県の方とやりとりをしていただいて、その収入として上げていただいて、独立採算の形で運営をしていただいているような形で、今お願いはしているところでございます。

指定管理の制度そのものについては、何ら抵触することはございませんので、将来的には社会福祉協議会の方の独立採算の運営をされるのが望ましいのではないかなあというふうに考えております。以上でございます。

○議長（水谷武博君） そのほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第17、議案第64号 海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第18、議案第65号 海津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第19、議案第66号 指定管理者の指定について（海津市草場多目的集会所ほか59施設）について、質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 星野勇生君。

○17番（星野勇生君） 1点だけお願いを申し上げます。

通則条例に基づきまして、第9条が定めてありますが、この指定管理を今回議決をする。1年たって報告義務がついておりますが、市長、議会への報告義務についてどうのお考えをお持ちか、教えてください。

○議長（水谷武博君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） すべからく公開すべきという観点から、御報告は申し上げたいと思っておりますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

〔「ありがとうございます」と17番議員の声あり〕

○議長（水谷武博君） そのほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第20、議案第67号 海津市公共下水道南濃北部浄化センター汚泥棟建設工事委託に関する協定の締結について、質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 山田 勝君。

○9番（山田 勝君） 過去、下水道が始まって以来ずっとですけど、すべてがこの随意契約というようなことで、入札というか契約が結ばれてきておるんですが、市になってもやはりこういったことは随意契約でやらなくてはならんことなのか、何かこれには理由があるのか、そのあたりを聞かせてもらえたらと思いますが、お願いします。

○議長（水谷武博君） 高木下水道課長。

○水道環境部下水道課長（高木武夫君） 山田議員の御質問にお答えいたします。

今回の汚泥棟の建設でございますが、これにつきましては電気、機械、建築等、専門的な知識等が必要でございます、事業団の方にお願いをするつもりでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（水谷武博君） 山田 勝君。

○9番（山田 勝君） 今御説明をいただいて、独占企業というような感じがするんですが、そういう電気、機械等について、他にそういった競争をするような会社はあるのか、ないのかを含めて、あるとしたらなぜこの随意契約でいつもいつもこの日本下水道事業団に発注をしなきゃならんかということも含めて、ここでは言えんことがあるかもしれませんが、他にそういった企業があるか、ないかもちょっと教えてもらえたら。独占企業で日本下水道事業団しかこの機械もないということなら、これはやむを得んと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（水谷武博君） 高木下水道課長。

○水道環境部下水道課長（高木武夫君） 実際にはそれなりのコンサルがあるかと思いますが、全体を掌握しているといえますか、経験豊富な事業団に委託するのが望ましいというふうには思っております。

○議長（水谷武博君） そのほかに御質疑は。

〔挙手する者あり〕

○議長（水谷武博君） 星野勇生君。

○17番（星野勇生君） 恐縮です。知る権利を振りかざしてはいかんですが、この後のお話もあります、工期等々については御報告を求めたいと思いますが、よろしく願います。

○議長（水谷武博君） はい、高木下水道課長。

○水道環境部下水道課長（高木武夫君） 星野議員の御質問にお答えいたします。

工期でございますが、当初予算でも債務負担行為の方をお認めいただきまして、2ヵ年の継続事業ということで本議会でお認めをいただいた翌日から平成20年の3月31日にしたいと思っております。

○議長（水谷武博君） 何かほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りをします。討論を省略して、採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。

お諮りをします。議案第67号 海津市公共下水道南濃北部浄化センター汚泥棟建設工事委

託に関する協定の締結については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号 海津市公共下水道南濃北部浄化センター汚泥棟建設工事委託に関する協定の締結については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして日程第21、議案第68号 工事請負契約の締結について、質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 星野勇生君。

○17番（星野勇生君） 今回の指名競争入札、当初予定をされておった指名業者、それからその戸田建設の建築部門に対する点数、それから大変失礼ですが、本年4月にホームページに随意契約の予定、そんなことが書かれておりました。それがなぜ指名競争入札に変更になったのか。

もう一つは、建設課長にお越しをいただきましたので、海津市の指名委員会については助役が主催をすると書いてありますが、工事の発注に伴って本数が非常に多い、建設課長さんの主観でよろしゅうございますが、資格停止の関係で、本来の姿が海津市はないと承知をいたしております。指名競争入札に付する場合、指名委員会もしくはその関係課等々が事情説明をする場合、本市においては指名停止一覧表がない、そんなことを思いますが、建設課長としてどういうお考えなのか。本来は部長のお役目でございますが、将来を担っていただくためにもぜひ主観をいただきたいと思っております。以上、よろしくお願ひします。

○議長（水谷武博君） 丹羽建設課長。

○建設部建設課長（丹羽 功君） 指名停止の関係でございますが、本日持ってきておりませんが、停止基準要綱そのものはございますので、それに基づいて執行しております。以上でございます。

○議長（水谷武博君） 渡辺教育総務課長。

○教育総務課長（渡辺良光君） ただいま御質問いただきました戸田建設さんの建設の点数でございますが、1,729点でございます。

あと随契の当初予定と指名に変わった理由でございますが、当初教育委員会といたしましては、石津小学校の校舎工事を既に戸田建設さんでお願いしておりまして、その位置関係からしましてどうしても奥に位置するということで、どうしても戸田建設の工事作業エリアを通らないとなかなか工事がうまくいかないというようなこともございまして、随契でお願いしたいというような希望で計画をいたしておりました。

しかしながら、3億以上の工事である限り、やはり指名競争入札ですべきだという御判断で、一応随契ではなくて指名競争入札で戸田建設さんも入れるような形でお願ひして、指名

競争入札を実施したというところでございます。よろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 星野勇生君。

○17番（星野勇生君） 指名業者については報告をいただいておりますが。

○議長（水谷武博君） 渡辺教育総務課長。

○教育総務課長（渡辺良光君） 今回指名をさせていただきましたのは、7社を指名させていただいております。7社につきましての指名業者でございますが、近藤建設さん、渡辺組さん、大橋組の海津営業所さん、それから戸田建設さん、伊藤工務店さん、小田急建設さん、材半建設さん、以上7社でございます。よろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 星野勇生君。

○17番（星野勇生君） 執行権者は市長でありますので、私がとやかく申し上げるつもりはありませんが、今聞いておる業者さん、建築部門の点数については、非常に疑問に思います。なぜそこが入ってきたかわかりませんが、戸田建設さん、1,729点。これはゼネコン並みの点数であろうと私は考えます。それじゃあ一方、地元業者の育成、これもわかります。ただ、建築部門については業者は、あまり言わん方がいいのかもわからんけど、未経験者もおるように見えます。それから過去の実績も非常に低いと思います。だから、選定をした基準、7社を選んだ基準について報告を求めます。

○議長（水谷武博君） はい、菱田教育次長。

○教育次長（菱田秀明君） 7社を選んだ理由ということでございますが、先ほど教育総務課長の言いましたように、教育総務課の担当としては1社の随契ということで、指名選定委員会に提出し、その結果、指名選定委員会の中でこういうふうに市内のAランクの業者さんと、それに今現在、校舎の方を施工実施されております戸田建設さんということで、合計7社が選ばれたということでございます。以上です。

○議長（水谷武博君） そのほかにもございますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（水谷武博君） 山田 勝議員。

○9番（山田 勝君） 妙なことを聞くわけですが、まずもってこの3億1,290万円という額は消費税を込みなのか、それらも含めてもうちょっと具体的に教えていただきたいということ、戸田建設が落札であったと。できたら一番高い札を入れた会社、その戸田の前後がどうであったかということも含めて、戸田が一番安いとなれば後はないにしても、上までぐらいは教えてもらいたいなあと思いますが、額を教えてください。

○議長（水谷武博君） 渡辺教育総務課長。

○教育総務課長（渡辺良光君） ただいま質問いただきました件でございますが、上程しております金額につきましては、消費税込みでございます。ちなみに工期ですけれども、先ほどちらっとお話が出ておりましたが、3月12日まででございます。本社工事とあわせた形で工期を定めております。

それとあと金額で一番高いのは、3回で一番高かったのが、入札の場合税抜きで入札する関係で、ちょっとここでよう掛け算をやりませんので、税抜きの金額を申し上げます。3億800万でございました。2社ございました。伊藤工務店さんと材半さんでございます。一番高かったのが3億800万でございました。これは税抜きでございます。

〔「戸田の次は」と9番議員の声あり〕

○教育総務課長（渡辺良光君） 次は、戸田さんの上が大橋組さんでございます、3億500万でございます。これも税抜きでございます。

〔「ありがとうございます」と9番議員の声あり〕

○議長（水谷武博君） そのほかにもございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りをします。討論を省略して、採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。

お諮りをします。議案第68号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りをいたします。議案第58号から議案第66号までの計9議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号から議案第66号までの計9議案は、議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。なお、審査は6月29日までに終了し、議長に報告を願います。

また、閉会中、議長において決定した議員派遣につきましては、お手元に配付いたしました議員派遣決定一覧表をもって報告にかえさせていただきますので、御理解の上よろしくお願いをいたしたいと思っております。

---

◎派遣第1号 議員派遣について

○議長（水谷武博君） 日程第22、派遣第1号 議員派遣についてを議題といたします。

本案を議会事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（森 賢一君） それでは、派遣第1号の議員派遣についてでございますが、議員派遣についての裏面に書いてございますが、議員派遣一覧表をごらんいただきまして、目的、場所、期間、議員とございまして、お示しをさせていただいておりますとおりでございます。

以上について、議員派遣の議決をお願いするものでございます。以上でございます。

○議長（水谷武博君） ただいま議会事務局長の説明が終わりました。

全員協議会の中でもお話を申し上げたとおり、議員の研修でございますので、皆様に御理解を賜りたいと思います。

それでは、派遣第1号 議員派遣についてお諮りをします。本案については、原案のとおり議員派遣一覧表のとおり議員派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、派遣第1号 議員派遣につきましては、原案のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

---

◎散会の宣告

○議長（水谷武博君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了をいたしました。

議員各位の御協力に感謝を申し上げます。本日はこれをもって散会をいたします。

なお、一般質問はきょうで終わりましたので、2日間予定しておりましたが、明日は午前9時から全員協議会を開きますので、午前9時に御参集をいただきたいと思います。以上でございます。

（午後1時52分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成18年6月22日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

